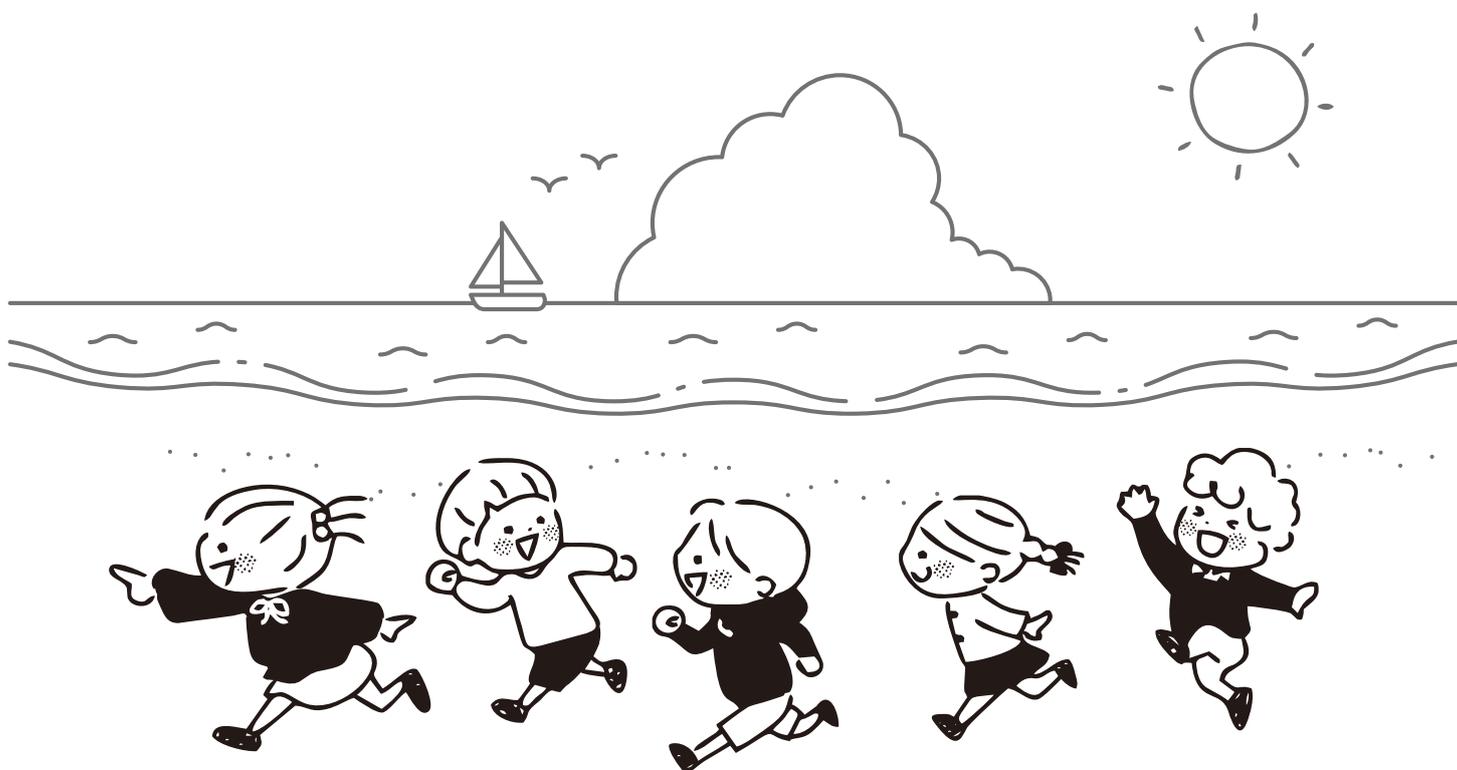


第3期

白浜町

子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月
白浜町

ごあいさつ

急速に進行する少子化や家族形態の変化、就労の多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境は日々、大きく変化し続けています。

本町においては、令和2年3月に策定した「第2期白浜町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の充実に向けて取り組んでまいりました。

この間、国では令和4年に子どもの権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図る「こども基本法」を成立させ、令和5年に「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」を閣議決定するなど、すべての子どもが幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性を示しました。また、令和6年度には「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

この「第3期白浜町子ども・子育て支援事業計画」は、第2期計画を点検・評価し見直すとともに、子どもの貧困問題や虐待問題等への対応を含めつつ、令和7年度以降の子ども・子育て支援のあり方についての方向性を明確にし、発展させるための計画として策定しました。この計画を実現していくため、今後も積極的に取り組んでまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました白浜町児童福祉審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました町民の皆様、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

白浜町長 **大江 康弘**

目次

第1章	はじめに	1
第1節	計画策定の背景と趣旨	1
第2節	計画の位置づけと性格	2
1.	子ども・子育て支援法に基づく計画	2
2.	次世代育成支援対策推進法に配慮した計画	2
3.	子どもの貧困対策推進計画を包含した計画	3
4.	子ども・子育てに関する総合計画	3
第3節	計画の期間	4
第4節	計画の対象	4
第5節	計画の策定体制	4
1.	白浜町児童福祉審議会の設置	4
2.	子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施	4
3.	パブリック・コメントの実施	4
第2章	子どもと子育て家庭を取り巻く状況	5
第1節	白浜町の現状	5
1.	人口の動向	5
2.	世帯の状況	7
3.	就労の状況	9
4.	婚姻・離婚の状況	11
5.	出生の状況	12
6.	教育・保育施設の設置状況・利用状況等	13
7.	障がいのある児童・生徒の教育・保育施設の利用状況	15
8.	その他の状況	16
第2節	子ども・子育て支援施策・事業の取組状況	18
1.	子ども・子育て支援施策の取組状況	18
2.	地域子ども・子育て支援事業の利用状況	19
第3節	子ども・子育て支援に関する町民ニーズ等	23
1.	調査の実施概要	23
2.	主な集計結果	24
第4節	白浜町の子ども・子育て支援における主要課題	41
第3章	子ども・子育てを支えるための施策の推進	43
第1節	計画の基本的な考え方	43
1.	基本理念	43
2.	基本目標	44

3. 施策の体系.....	45
第2節 施策の展開.....	46
基本目標1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供.....	46
基本目標2 子どもがのびのびと健やかに成長できる環境づくり.....	51
基本目標3 配慮が必要な子どもとその家庭へのきめ細やかな取組の推進.....	55
基本目標4 子どもを安心して育てることができる地域づくり.....	58
第4章 子ども・子育て支援制度に基づく事業の展開.....	62
第1節 教育・保育提供区域の設定.....	62
第2節 量の見込みと確保方策.....	63
1. 量の見込みと確保方策について.....	63
2. 将来推計児童数.....	64
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	64
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	66
5. こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方策.....	75
第3節 教育・保育の一体的な提供の推進.....	76
1. 認定こども園の普及に関する検討.....	76
2. 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組推進.....	76
第4節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	76
第5章 計画の推進に向けて.....	77
第1節 計画の推進体制.....	77
1. 推進体制の構築.....	77
2. 国及び和歌山県、近隣市町との連携.....	77
3. 計画推進における役割分担.....	77
第2節 計画の進行管理.....	78
1. 点検・評価、見直し等.....	78
2. 計画の周知.....	78
資料編.....	79
1. 白浜町児童福祉審議会条例.....	79
2. 白浜町児童福祉審議会運営規則.....	80
3. 白浜町児童福祉審議会委員名簿.....	81

第1章 はじめに

第1節 計画策定の背景と趣旨

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための、子ども・子育て関連3法¹が平成24年に成立し、これら3法に基づく新たな「子ども・子育て支援制度」がスタートしました。

新たな制度の下では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本町では、こうした子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、「地域ぐるみのささえ合い・たすけ合いで子育ての喜びを実感できるまち」を基本理念として、平成27年3月に「白浜町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～令和元年度）を策定し、新たな「子ども・子育て支援制度」への対応を主としつつ、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

その後、計画が終了する令和元年度にそれまでの取組を振り返った上で、「第2期白浜町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～6年度。以下「第2期計画」という。）を策定し、子育て環境の整備などを更に進めてきました。

このたび、第2期計画が令和6年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの本町の取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子ども・子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第3期白浜町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

¹ 子ども・子育て関連3法：幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律のこと。

第2節 計画の位置づけと性格

1. 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

■子ども・子育て支援法（抜粋）■

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2. 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

国は、急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれかつ育つ環境の整備を図るため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定し、市町村に対し「次世代育成支援対策に関する行動計画」の策定を義務づけました。同法は10年間の時限立法でしたが、平成26年4月及び令和6年5月の改正により、法の有効期間が令和17年3月31日まで延長されることとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となっています。

本町では、本計画が子ども・子育てに関する総合的な役割を有する計画であることを踏まえ、次世代育成支援対策の内容を含む計画として策定しています。

■次世代育成支援対策推進法（抜粋）■

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 子どもの貧困対策推進計画を包含した計画

平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、同法第4条に地方公共団体は子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが規定されました。また、令和6年9月に改正施行されたこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項において、市町村は子どもの貧困対策に関する計画を定めるよう努めることが規定されています。このことを踏まえ、本町では「子どもの貧困対策推進計画」の内容を本計画に位置づけ、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

■こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）■

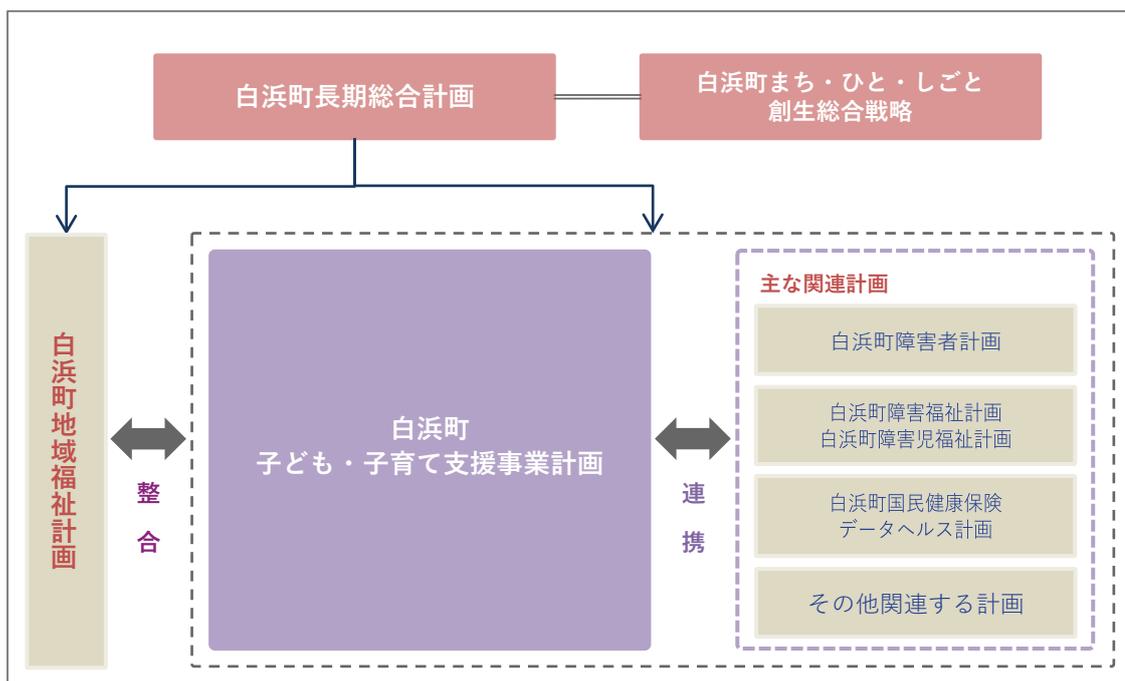
（都道府県計画等）

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

4. 子ども・子育てに関する総合計画

本計画は、国や和歌山県の動向、社会情勢等を踏まえた上で、これまでの取組との継続性を保ち、同時に、様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるため、「白浜町長期総合計画」を上位計画とし、福祉分野の包括的計画である「白浜町地域福祉計画」との整合性を確保するとともに、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画との連携を図った、子ども・子育てに係る総合計画として策定します。

■本町の各種計画との関係■



第3節 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

第4節 計画の対象

本計画は、本町に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。なお、本計画における「子ども」とは、概ね18歳未満の町民を指しています。

第5節 計画の策定体制

1. 白浜町児童福祉審議会の設置

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することとされており、本計画の策定経過においても、学識経験者及び児童の福祉に関する事業に従事する者から構成された「白浜町児童福祉審議会」を開催し、計画内容について審議しました。

2. 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童（0歳～5歳）の保護者と小学校児童（1～4年生）の保護者を対象に、「白浜町子ども・子育て支援に関する調査」を実施しました。

3. パブリック・コメントの実施

「白浜町児童福祉審議会」で審議された計画素案を、令和6年12月12日から令和7年1月9日まで、町の公共施設、ホームページにおいて公表し、広く町民の方々から意見を募集しました。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

第1節 白浜町の現状

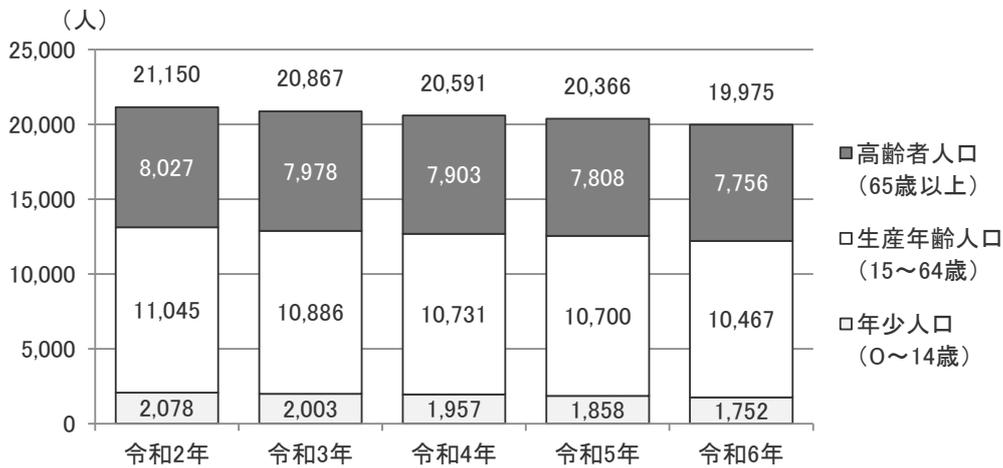
1. 人口の動向

(1) 年齢3区分人口

総人口は緩やかに減少を続けており、令和6年は19,975人で、「年少人口」「生産年齢人口」「高齢者人口」のすべての区分で減少しています。

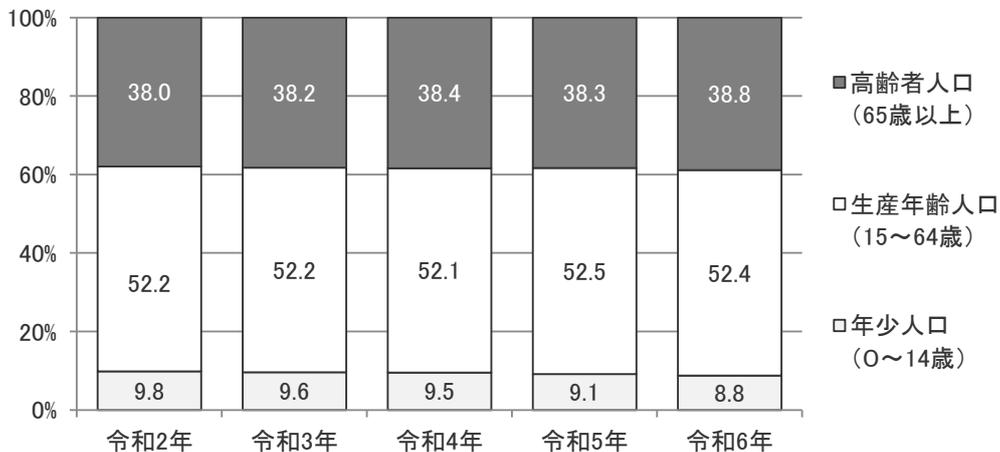
年齢3区分別人口割合の推移をみると、「生産年齢人口」「高齢者人口」の割合は横ばいで推移しているのに対し、「年少人口」は減少しており、令和6年は8.8%となっています。

■年齢3区分別人口の推移■



資料：白浜町住民基本台帳人口（各年4月1日）

■年齢3区分別人口割合の推移■

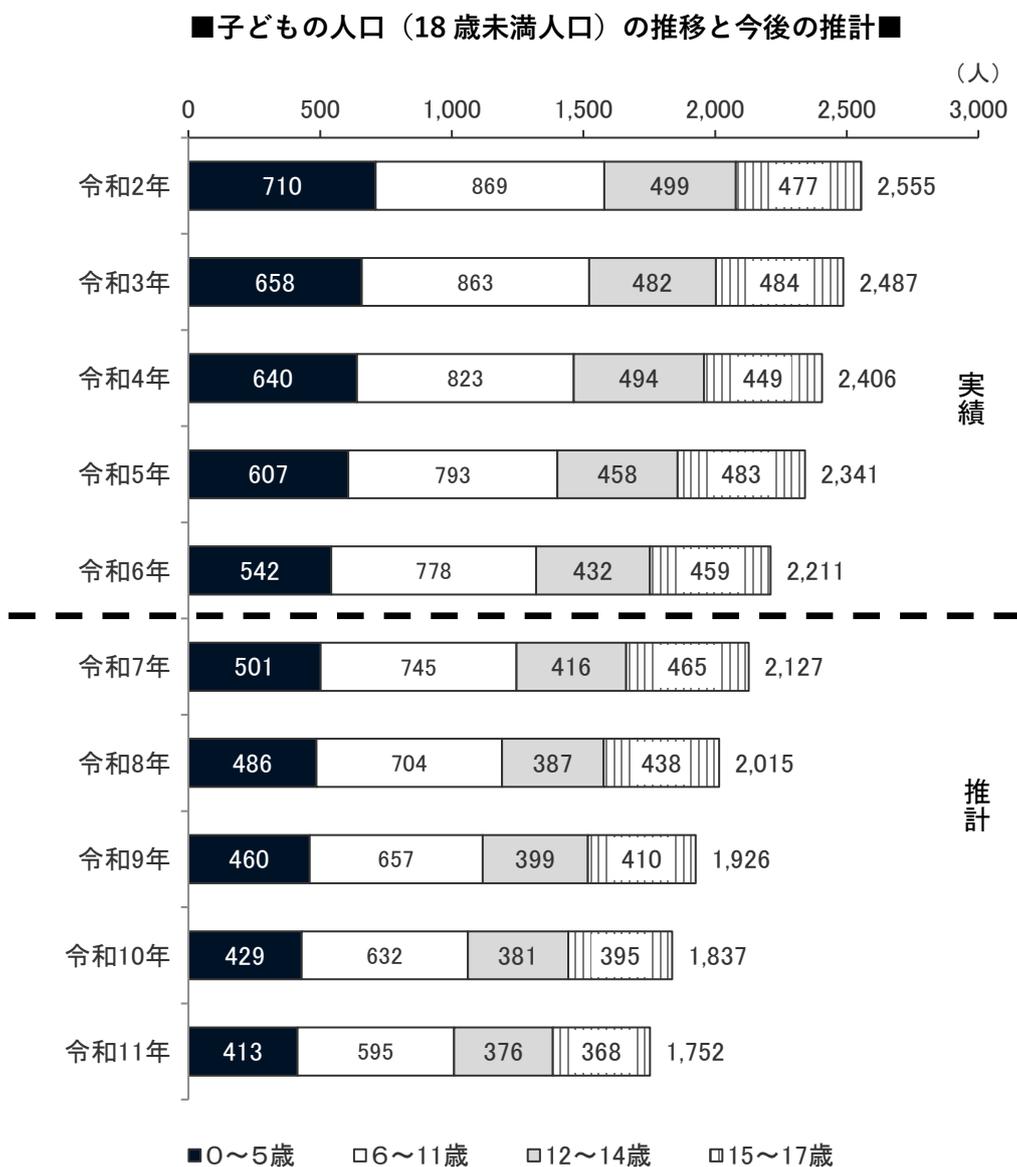


資料：白浜町住民基本台帳人口（各年4月1日）

(2) 18歳未満人口

18歳未満人口の推移をみると、令和6年は2,211人で令和2年と比較して344人減少しており、すべての年齢階層で減少傾向が続いています。特に「0～5歳」の未就学児童は令和2年の710人から約24%減少し、令和6年は542人となっています。

今後の推計においても、引き続き減少していくことが見込まれ、令和9年以降は2,000人を下回って推移していくことが予想されます。



資料：令和2年～令和6年：白浜町住民基本台帳人口（各年4月1日）

令和7年～令和11年：令和2年～令和6年の人口を基にコーホート変化率法を用いて推計

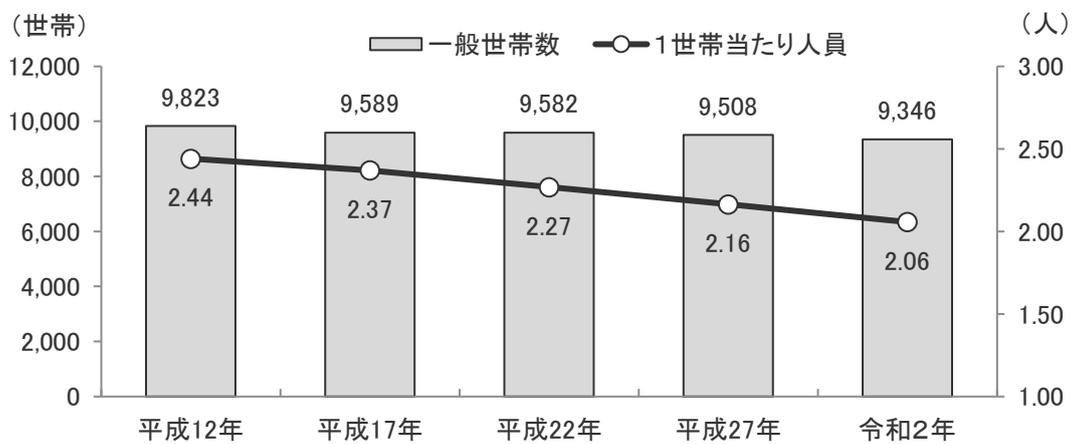
2. 世帯の状況

(1) 一般世帯数と家族類型及び子どものいる世帯

国勢調査をみると、一般世帯数（世帯総数のうち、施設等の世帯を除いた世帯）は減少傾向で推移しており、令和2年は9,346世帯となっています。また、1世帯当たり人員も減少しており、令和2年は2.06人となっています。

令和2年における世帯の家族類型をみると、18歳未満世帯員のいる一般世帯数は1,369世帯で、一般世帯の14.6%となっています。また、令和2年の核家族世帯は4,993世帯と、町内の一般世帯の5割以上を核家族が占め、このうち18歳未満世帯員のいる一般世帯、6歳未満世帯員のいる一般世帯については、核家族世帯が8割を超えているなど、特にこの傾向が強くみられます。

■一般世帯数と1世帯当たり人員の推移■



資料：国勢調査（各年10月1日）（平成12年、平成17年は旧日置川町を含む。）

■世帯の家族類型及び子どものいる世帯数（令和2年）■

	単位	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	6歳未満世帯員のいる一般世帯数
総数	世帯	9,346	1,369	489
(一般世帯に占める割合)	(%)		(14.6)	(5.2)
A 親族のみの世帯	世帯	5,556	1,360	488
核家族世帯	世帯	4,993	1,167	428
核家族以外の世帯	世帯	563	193	60
B 非親族を含む世帯	世帯	81	8	1
C 単独世帯	世帯	3,695	1	-
D 家族類型不詳	世帯	14	-	-
核家族世帯の割合	%	53.4	85.2	87.5

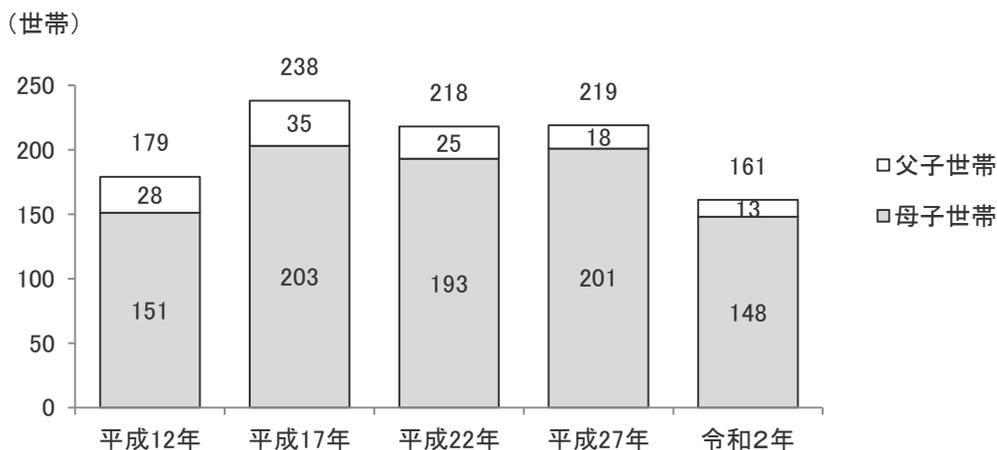
資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(2) ひとり親世帯

ひとり親世帯の推移をみると、父子世帯は平成17年に7世帯増加して以降、減少して推移しています。母子世帯は平成12年から平成17年にかけて大きく増加し、10年ほど横ばいで推移してきましたが、令和2年は大きく減少しています。

また、一般世帯に占めるひとり親世帯の割合を全国及び和歌山県と比較すると、和歌山県平均と同様、全国平均より高い水準で推移しています。

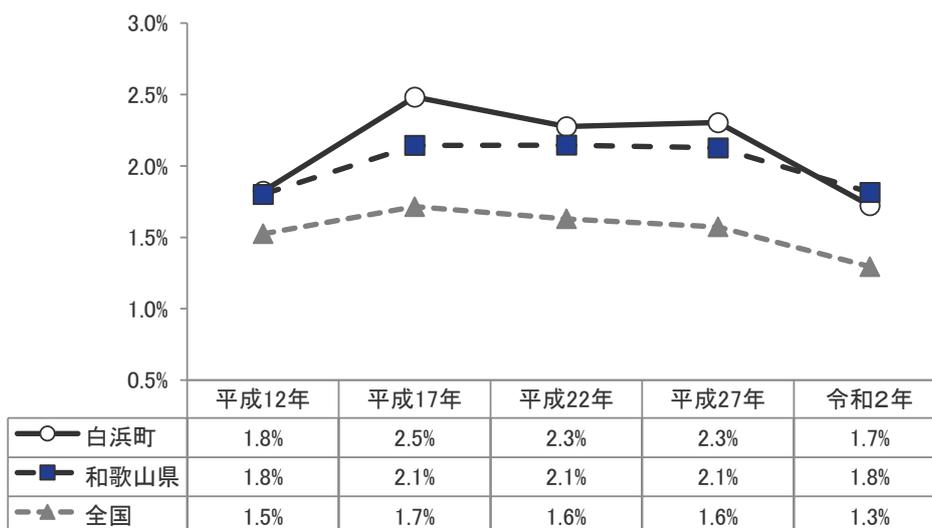
■ひとり親世帯の推移■



(注) 他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料：国勢調査（各年10月1日）（平成12年、平成17年は旧日置川町を含む。）

■一般世帯に占めるひとり親世帯の割合■



(注) 他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料：国勢調査（各年10月1日）（白浜町の平成12年、平成17年は旧日置川町を含む。）

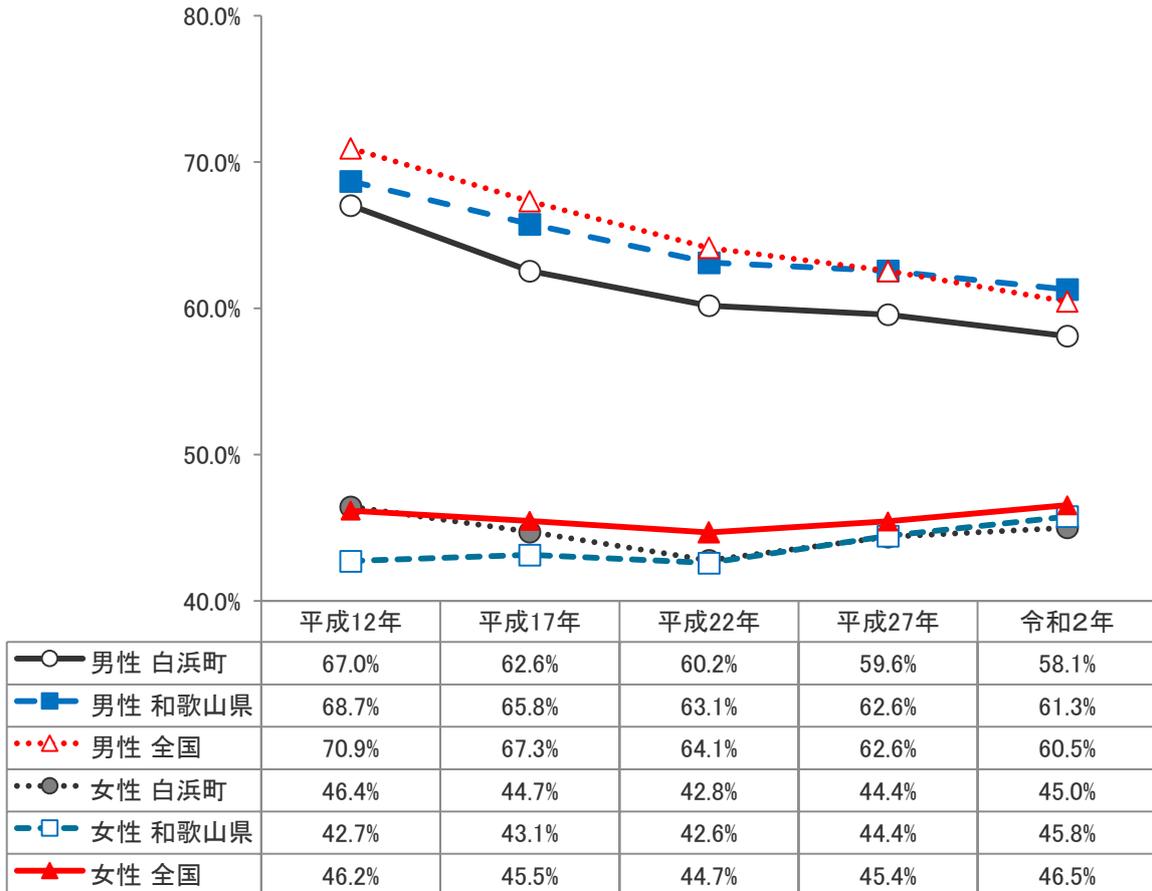
3. 就労の状況

(1) 男女別就業率

男性の就業率は、全国及び和歌山県と同様に減少傾向で推移しており、令和2年で58.1%となっています。

女性の就業率は、平成22年以降上昇に転じて令和2年は45.0%となっており、和歌山県平均と同水準の45%前後で推移しています。

■男女別就業率の推移■

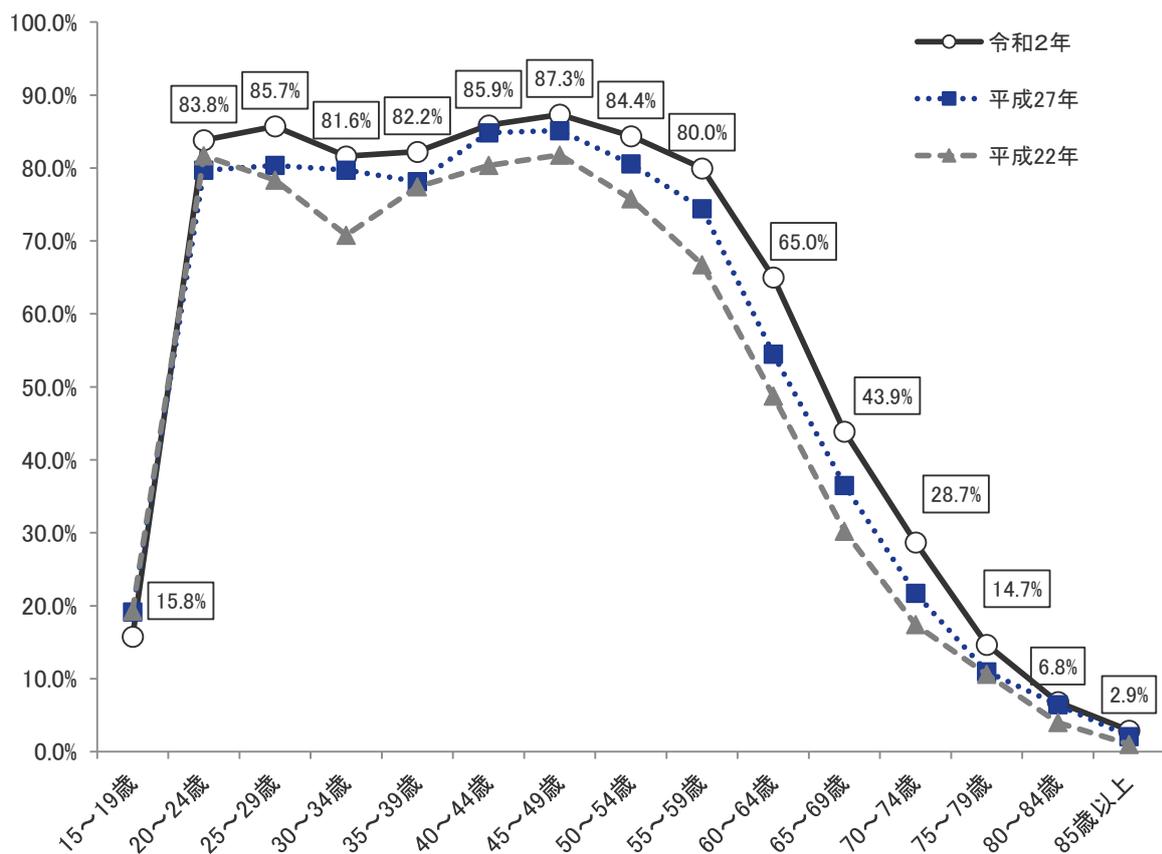


資料：国勢調査（各年10月1日）（白浜町の平成12年、平成17年は旧日置川町を含む。）

(2) 女性の労働力率

女性の年齢階層別労働力率をみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという特徴がある、いわゆるM字カーブといわれる状況は、平成22年には顕著に表れていたものの、令和2年は20代から50代にかけての労働力率がいずれも80%台となっており、M字カーブはみられなくなりつつあります。

■ 白浜町の女性の労働力率 ■



(注) 労働力人口「不詳」を除いて算出。グラフ中のデータは令和2年のみ掲載

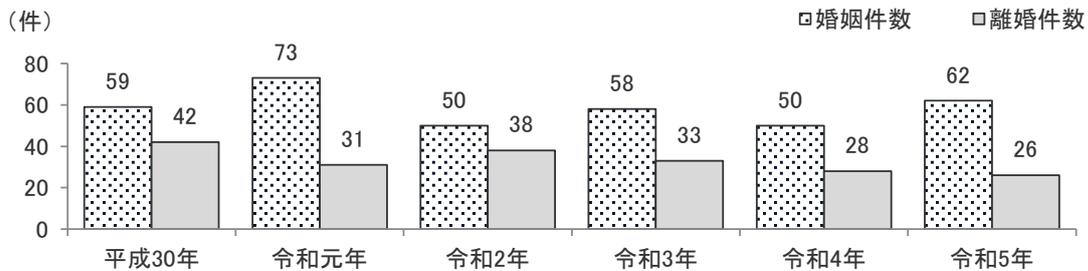
資料：国勢調査（各年10月1日）

4. 婚姻・離婚の状況

(1) 婚姻・離婚

近年の婚姻件数をみると、令和元年に73件となった以外の年は50件台で推移していましたが、令和5年は62件に増加しています。離婚件数については減少傾向にあり、令和5年においては26件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移■

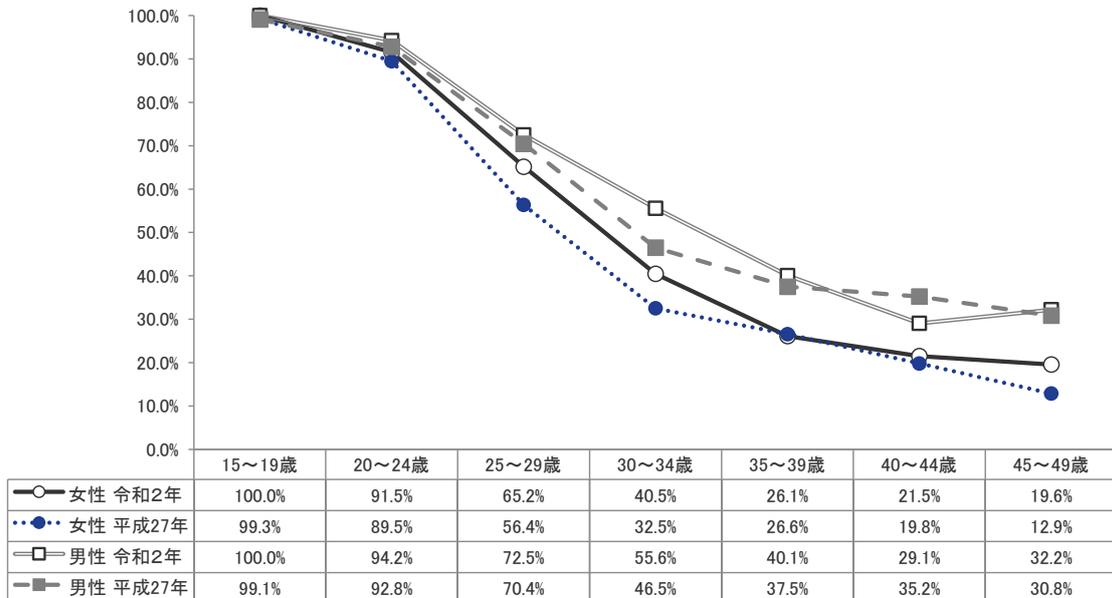


資料：人口動態統計（市町村別）

(2) 年齢別未婚率

令和2年の男女別・年齢階級別未婚率を平成27年と比較すると、男女とも「30～34歳」までは令和2年の未婚率の方が高く、女性は「35-39歳」、男性は「40～44歳」の時点で平成27年の割合を下回っているなど、晩婚化が進行している状況がうかがえます。

■男女別・年齢階級別未婚率■



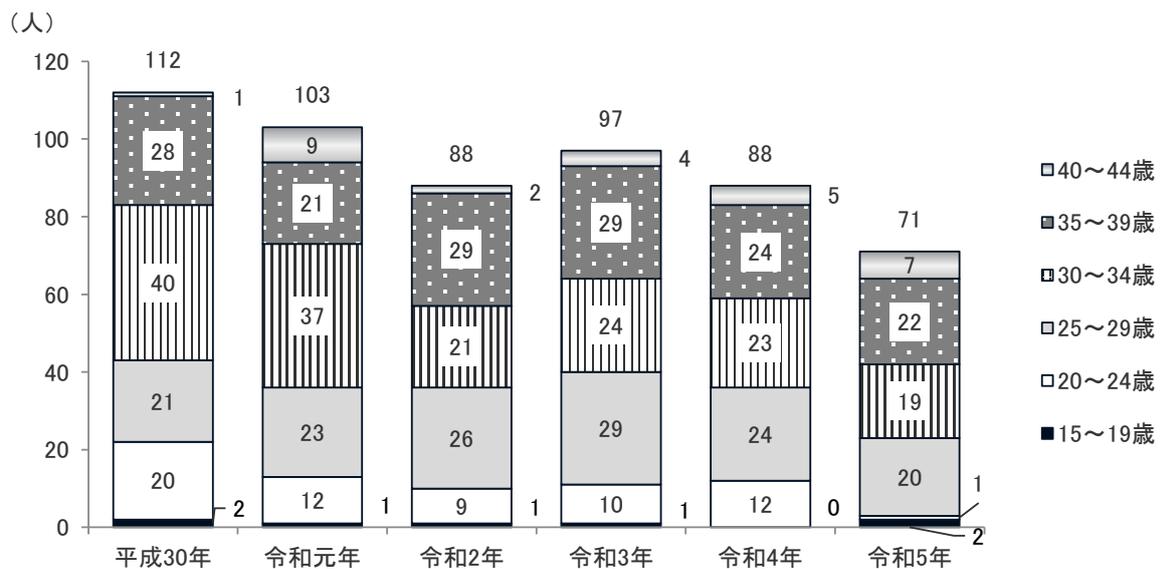
資料：国勢調査（各年10月1日）

5. 出生の状況

出生数は、令和元年までは100人以上となっていました。令和2年以降は100人を下回り、70～90人台で推移しています。また、母親の年齢階層別出生数については年によりばらつきがあり、ここ3年間は「25～29歳」「30～34歳」「35～39歳」の区分がほぼ同数となっています。

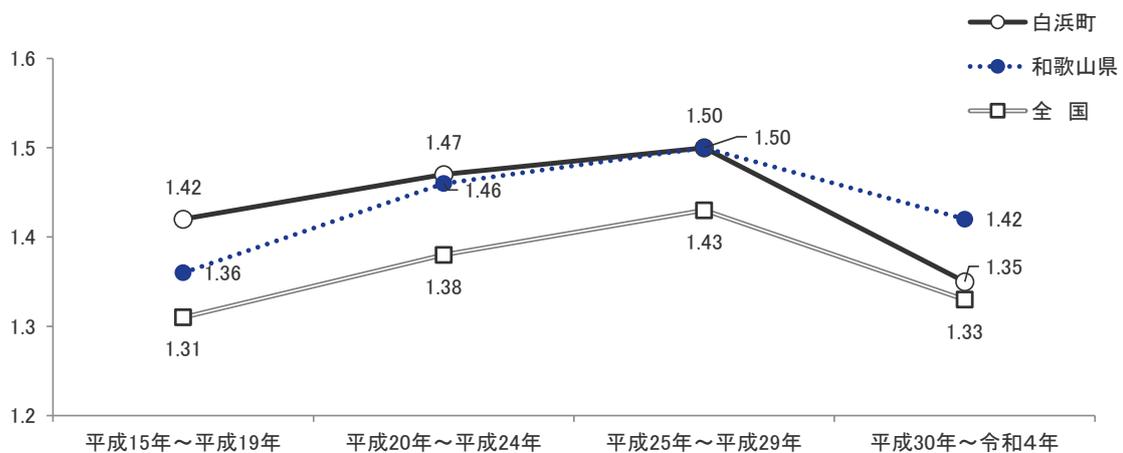
女性1人当たりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率（平成30年～令和4年）は1.35で、前回の1.50から減少しています。

■母親の年齢階層別出生数の推移■



資料：人口動態統計（市町村別）

■合計特殊出生率の推移■



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

6. 教育・保育施設の設置状況・利用状況等

本町の教育・保育施設の設置状況・利用状況は次のとおりです。

なお、県の少子化対策として、第2子以降（第2子は所得制限あり）の子どもの保育料を無償とする「紀州っ子いっぱいサポート」に加え、令和元年10月からは子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、3～5歳までの子ども（住民税非課税世帯の0～2歳の子どもを含む。）を対象とする幼児教育・保育無償化が開始されています。

(1) 保育園

町内には、保育園が6園（公立保育園4園／私立保育園2園）設置されており、充足率は8割台で推移しています。なお、本町ではこの5年間、未就学児を対象とする教育・保育施設の待機児童は0人となっています。

■ 保育園の設置状況・利用状況 ■

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立保育園数	か所	4	4	4	4	4
私立保育園数	か所	2	2	2	2	2
計	か所	6	6	6	6	6
利用定員数	人	530	530	460	440	410
在籍児童数	人	439	450	402	387	364
うち町外在住児童	人	1	3	4	7	11
充足率	%	82.8	84.9	87.4	88.0	88.8
待機児童数	人	0	0	0	0	0

資料：白浜町民生課（各年4月1日）

(2) 幼稚園

町内には公立幼稚園が2園設置されています。白浜第一幼稚園については在籍児童数が大幅に減少していることから、令和6年4月から休園しています。

■ 幼稚園の設置状況・利用状況 ■

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立幼稚園数	か所	2	2	2	2	2
利用定員数	人	175	100	60	60	50
在籍児童数	人	56	37	38	31	30
充足率	%	32.0	37.0	63.3	51.7	60.0

資料：白浜町民生課（各年4月1日）

(3) 認可外保育施設

町内の認可外保育施設は5か所あり、事業所等での保育を行っています。

在籍児童数は減少傾向で推移しており、令和5年度は30人の利用となっています。

■認可外保育施設の設置状況・利用状況■

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	か所	5	5	5	5	5
定員数	人	116	116	116	116	116
在籍児童数	人	56	37	38	32	30

資料：白浜町民生課（各年4月1日）

(4) 学童保育所

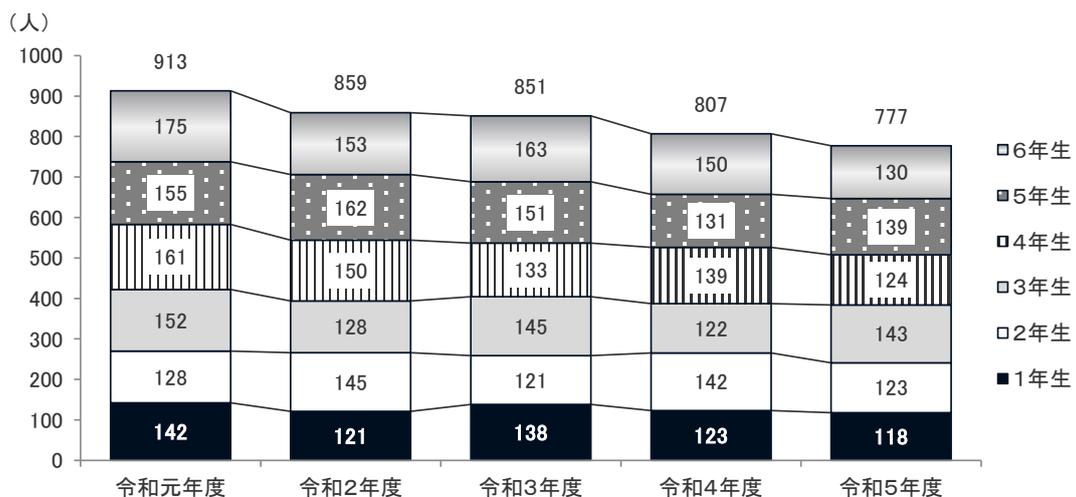
学童保育所は、公営4か所、公設民営1か所の計5か所を開設しています。小学校児童数は年々減少している状況ですが、学童保育所の登録者数は毎年300人以上となっています。

■学童保育所の設置状況・利用状況■

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	か所	5	5	5	5	5
定員数	人	315	315	315	315	315
登録児童数	人	317	315	316	307	324

資料：地域子ども・子育て支援事業実績

■（参考）小学校児童数の推移■



資料：白浜町教育委員会（各年5月1日）

7. 障がいのある児童・生徒の教育・保育施設の利用状況

(1) 保育園、幼稚園

保育園、幼稚園における障がいのある児童の在籍者数をみると、令和4年度に保育園で大きく増加、幼稚園で微増していますが、令和5年度は減少しています。

加配職員は、児童数の推移を踏まえて配置されています。

■障がい児保育等の実施状況■

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園	障がいのある児童数	人	29	42	36
	加配職員数	人	13.2	14.9	7.4
幼稚園	障がいのある児童数	人	3	4	1
	加配職員数	人	0.0	0.0	0.0
計	障がいのある児童数	人	32	46	37
	加配職員数	人	13.2	14.9	7.4

資料：白浜町民生課（各年4月1日）

(2) 学童保育所の利用状況

学童保育における障がいのある児童の登録者数は30人前後で推移しています。

■障がいのある児童の学童保育の利用状況■

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	人	20	30	27

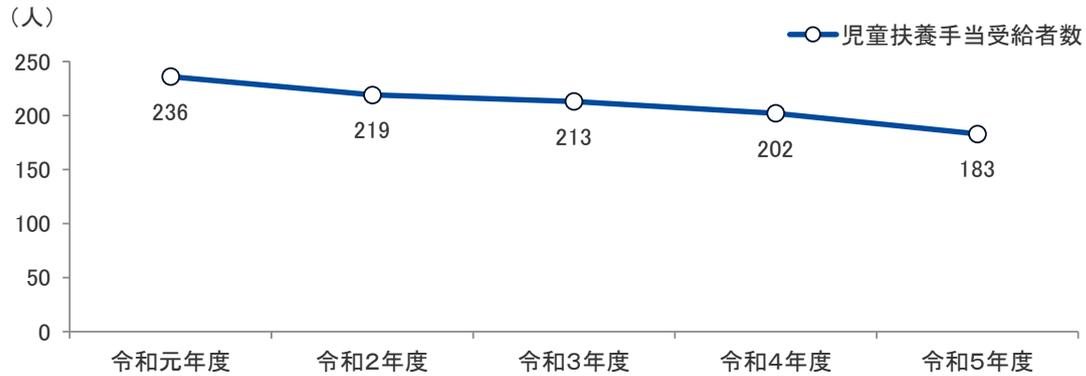
資料：白浜町教育委員会（各年度末）

8. その他の状況

(1) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は減少して推移しており、令和5年度は183人で、令和元年度と比べ53人の減少となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移■

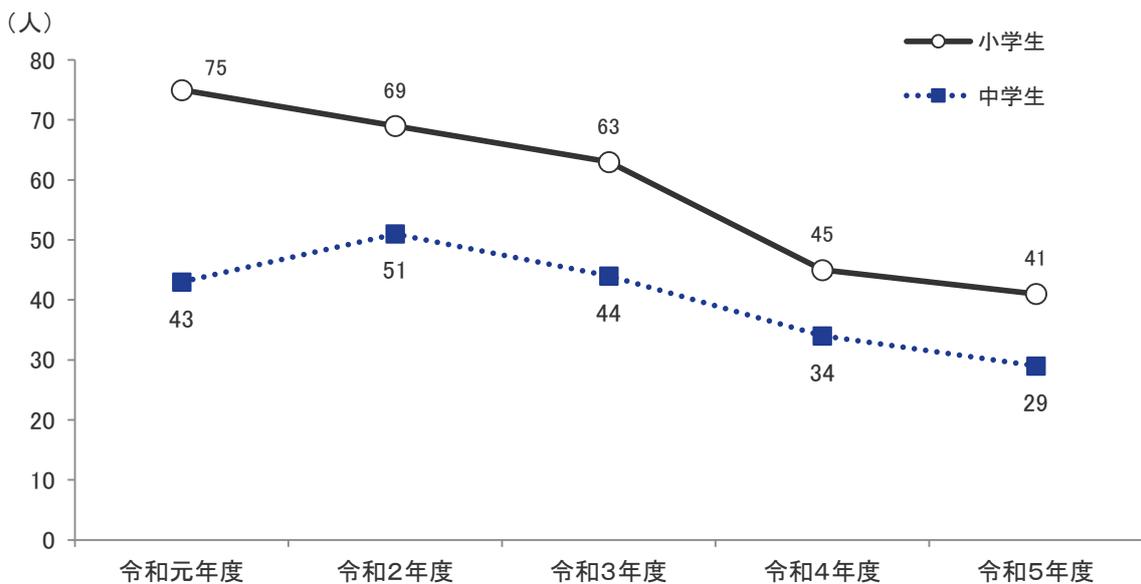


資料：白浜町住民保健課（各年度末）

(2) 就学援助認定者数

小学校の就学援助認定者数は、令和5年度は41人で、令和元年度と比べ34人の減少となっています。また、中学校の就学援助認定者数は、令和2年度をピークに減少に転じ、令和5年度は29人となっています。

■就学援助認定者数の推移■

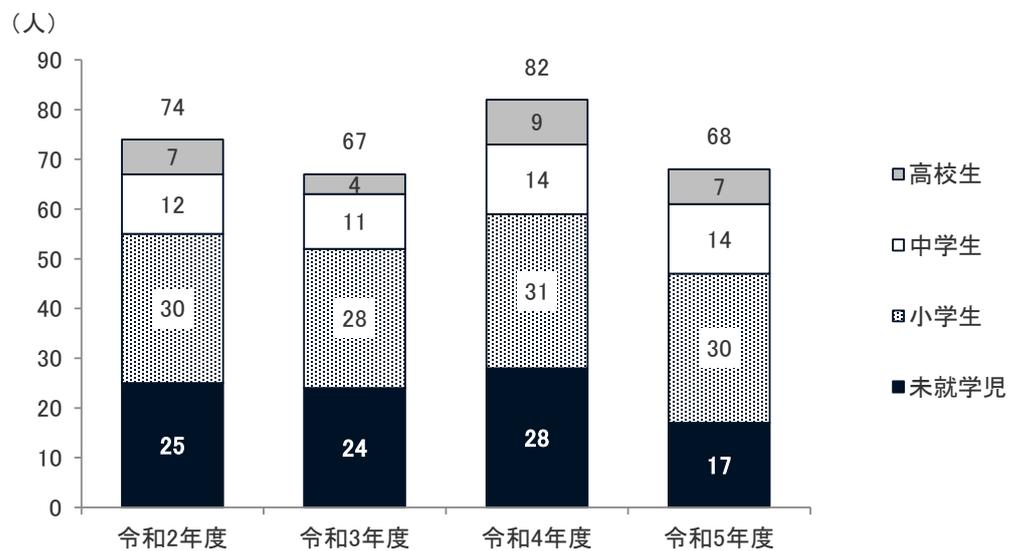


資料：白浜町教育委員会（各年度末）

(3) 要保護児童・生徒数

本町の要保護児童・生徒数は60～80人台で推移しており、令和5年度は未就学児童17人、小学生30人、中学生14人、高校生7人となっています。

■要保護児童・生徒数の推移■



資料：白浜町民生課（各年度末）

第2節 子ども・子育て支援施策・事業の取組状況

1. 子ども・子育て支援施策の取組状況

第2期計画では、3つの基本目標と、その実現に向けた具体的な施策を定めるとともに、具体的な施策に応じた取組を展開することで、基本理念の実現を図ってきました。本計画を策定するにあたり、これまでの取組状況や成果を確認し、その結果を今後活かすため、第2期計画で定めた取組について、担当課において個別の点検・評価を行いました。

評価を行った取組は全部で89あり（本計画で定めた主な取組63のうち、一つの取組を複数の課が担当しているものについては、各担当課において評価を実施）、計画に掲げた施策内容を概ね計画通りに進めている取組（進捗状況「A」～「C」）は84で、その割合は94.4%と、ほぼ計画どおり施策に取り組んでいる状況です。

■第2期計画の基本目標別 進捗状況評価結果■

基本目標 — 施策の方向性	取組 件数	評価結果				
		A	B	C	D	E
1：子どもの人権が尊重され、 生きる力を育むための環境づくり (1) 地域の子育て支援・交流の推進 (2) 保育サービスの充実 (3) 教育環境の充実 (4) 子どもの居場所づくりと体験・ 交流活動の推進 (5) 家庭教育の充実	33件	0件 0.0%	22件 66.7%	9件 27.3%	1件 3.0%	1件 3.0%
2：子どもを育てる喜びが実感できる 環境づくり (1) 親子の健康づくりの支援 (2) 食育の推進と望ましい生活習慣の定着 (3) 親子の育ちを支える環境整備 (4) 思春期保健対策の推進	26件	0件 0.0%	9件 34.6%	14件 53.8%	3件 11.5%	0件 0.0%
3：子どもを安心して育てることができる 環境づくり (1) まちづくり・生活環境の推進 (2) 地域の安全活動の推進 (3) 子どもへの虐待防止の推進 (4) ひとり親家庭の自立支援 (5) 障がいのある子どもの自立支援	30件	0件 0.0%	23件 76.7%	7件 23.3%	0件 0.0%	0件 0.0%
合計	89件	0件 0.0%	54件 60.7%	30件 33.7%	4件 4.5%	1件 1.1%

<評価基準>

- A評価：計画を上回って取組が進んだ
- B評価：計画通り進んでいる
- C評価：概ね計画通りに進んでいる
- D評価：計画通り進んでいない
- E評価：未実施

2. 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業など様々な事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施しています。

(1) 利用者支援事業

母子保健と児童福祉の両機能が連携・協働しながら、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な相談支援及びすべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応、個々の家庭に応じた相談支援等、一体的で漏れなく切れ目ない支援を実施しています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1
支援件数	件	520	722	650	602	1,230

(注) 令和5年度までは「母子保健型」で実施。令和6年度からは「こども家庭センター型」で実施
令和6年度は見込み

(2) 延長保育事業

保護者の働き方の多様化に対応できるよう、町内全園（6か所）で延長保育事業を実施しています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	か所	6	6	6	6	6
申込人数	人	58	36	35	30	19

(注) 令和6年度は見込み

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業実施以降、利用者数が増加傾向にあり、特に高学年利用者が増加したことで、定員を超える利用となっている年度もあり、登録者数は毎年300人以上となっています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実施か所数	か所	5	5	5	5	5	
利用者数	低学年	人	213	219	207	221	201
	高学年	人	102	97	100	103	111
	計	人	315	316	307	324	312
定員	低学年	人	215	215	215	215	215
	高学年	人	100	100	100	100	100
	計	人	315	315	315	315	315

(注) 令和6年度は見込み

(4) 子育て短期支援事業

本町では、ショートステイについては近隣の児童養護施設で利用できるようになって
います。また、トワイライトステイ事業は令和3年度から開始しています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数						
ショートステイ (契約か所数)	か所	5	5	5	7	7
トワイライトステイ	か所	0	2	2	2	2
利用者数(延べ利用者数)						
ショートステイ	人日	51	44	0	26	26
トワイライトステイ	人日	-	0	0	0	1

(注) 令和6年度は見込み

(5) 地域子育て支援拠点事業

本町では、「にこにこひろば」「タンタンのひろば」「ようのみひろば」の3か所のほ
か、令和5年度から堅田第二保育園内で「子育て支援センターGENKI」が開設さ
れ、令和5年度以降、利用者数が大幅に増加しています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	か所	3	3	3	4	4
利用者数 (延べ利用者数)	人日	346	394	595	2,073	2,030

(注) 令和6年度は見込み

(6) 一時預かり事業

① 幼稚園型

幼稚園型については、田辺市、上富田町の幼稚園の広域利用でサービスを提供してお
り、利用者数は増加傾向で推移しています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (延べ利用者数)	人日	853	998	996	1,362	1,400

(注) 令和6年度は見込み

②幼稚園型以外

町独自のサービスである「緊急一時預かり」（公立4園で実施）に加え、令和5年度からは堅田第二保育園内で一時預かり事業（一般型）を実施しています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数 (一般型)	か所	0	0	0	1	1
利用者数 (延べ利用者数)	人日	0	0	0	21	21

(注) 令和6年度は見込み

■(参考) 緊急一時預かり■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	か所	4	4	4	4	4
利用者数 (延べ利用者数)	人日	10	43	28	5	5

(注) 令和6年度は見込み

(7) 病児・病後児保育事業

田辺市が実施していた事業が令和2年度から広域連携事業となり本町も参加しています（田辺市のクリニック「ピィ」が開設している「にじ色ひろば」を利用できます。）。

その他、ファミリー・サポート・センター事業でも一部対応できるようになっています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1
利用者数 (延べ利用者数)	人日	29	62	75	99	100

(注) 令和6年度は見込み

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、田辺市が実施する広域事業に参加し、利用できるようになっていました。主に保育施設への送り迎え、学童への送りなどでの利用がみられています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (延べ利用者数)	人日	232	143	66	233	230
ファミリー会員	人	140	149	173	182	183
サポート会員	人	31	36	37	40	42
ファミサポ会員	人	3	3	3	3	4

(注) 令和6年度は見込み

(9) 妊婦健康診査事業

妊娠届出をされた妊婦を対象に妊婦健康診査受診券を発行し、14回分の妊婦健康診査費用を公費負担しています。出生数の減少に伴って、妊娠届出人数は減少傾向にあります。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出人数	人	126	103	80	79	110

(注) 令和6年度は見込み

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

本町では、保健師、助産師、母子保健推進員が連携して実施しています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	件	78	88	76	72	80

(注) 令和6年度は見込み

(11) 養育支援訪問事業

地域担当の指導保育士や保健師が、未就園児や課題を抱える支援が必要な子ども・家庭を定期的に訪問し、相談・指導を実施しており、利用実績は横ばいで推移しています。

■第2期計画期間における事業量の実績■

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	人	31	35	34	29	34

(注) 令和6年度は見込み

第3節 子ども・子育て支援に関する町民ニーズ等

1. 調査の実施概要

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたって、「白浜町子ども・子育てに関する調査」を実施しました。この調査は、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本町における子育て環境の変化や、町民が求める取組等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的とするものです。

(2) 調査の方法、回収状況等

○対象地域：白浜町全域

○対象者：

①白浜町に居住する就学前児童（0歳～5歳）の保護者（以下「就学前児童」と表記）

②白浜町に居住する小学生（1年生～4年生）の保護者（以下「小学生」と表記）

※白浜町住民基本台帳に登録された調査対象者全世帯

○調査時期：令和5年12月～令和6年1月

○調査方法：郵送配布、郵送回収及びインターネットでの回答（併用）

■配布・回収結果■

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童	658票	300票	45.6%
②小学生	505票	242票	47.9%

※回答者の負担を軽減するため、同一世帯に複数の未就学児がいる場合は下の子どものみ回答を依頼。
また、同一世帯に複数の小学生（1～4年生）がいる場合は下の子どものみ回答を依頼。

(3) アンケート調査結果の概要をみるにあたっての注意点

①比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100%を上下する場合があります。

②基数となるべき実数は、“n = ○○○”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。

③複数回答の項目（質問の終わりに【複数回答】とある問）については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。

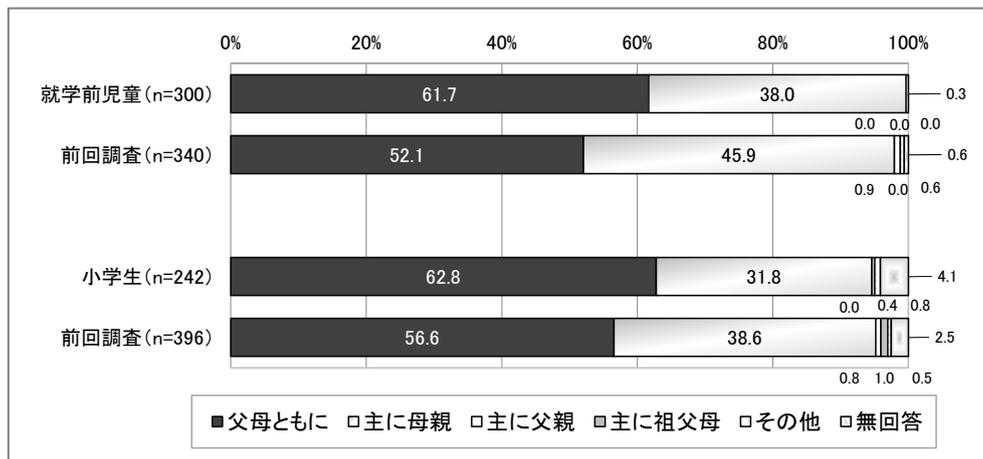
④本文やグラフ中での「前回調査」とは、平成31年1月に実施した「第2期白浜町子ども子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査を指しています。

2. 主な集計結果

(1) 子育て家庭の状況

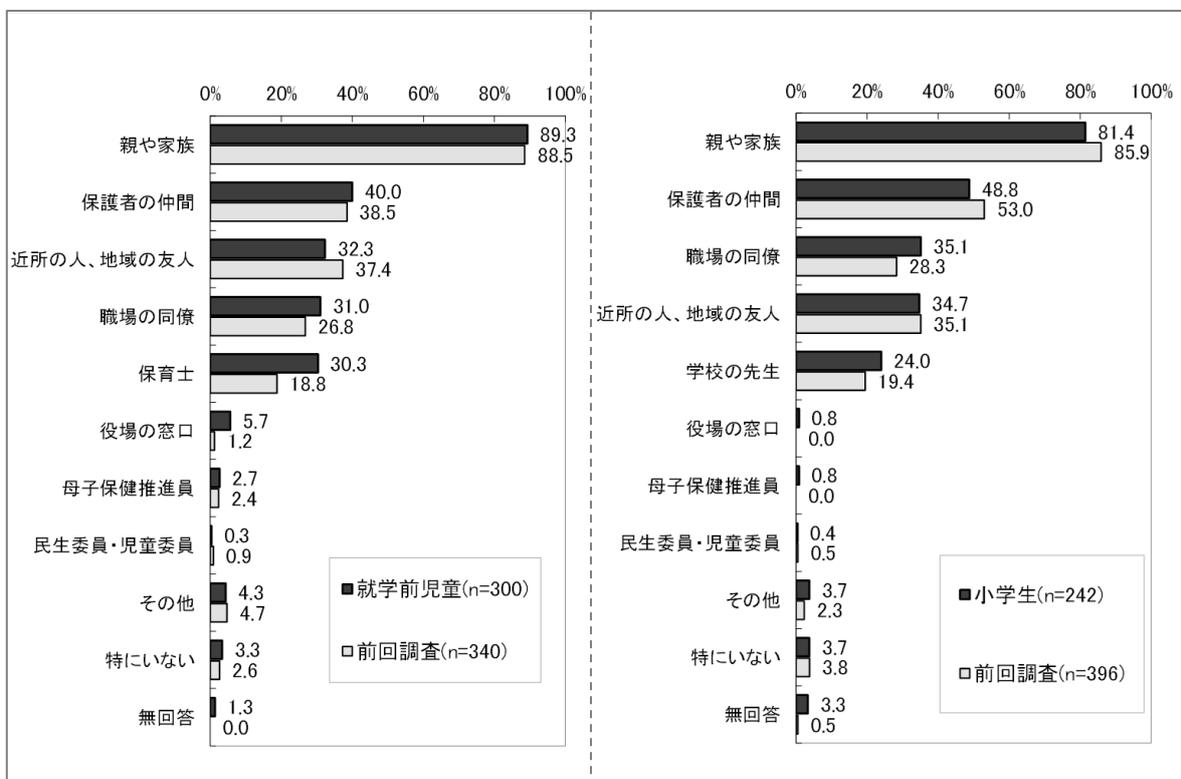
○子育て家庭の60%程度が「父母ともに」子育てを実施しています。次いで「主に母親」が多く、前回調査では、「主に父親」という回答もわずかにあったものの、今回の調査では就学前児童、小学生とも0%となっています。

■主に子育てをしている人（全体／前回調査比較）■



○子育てに関して、気軽に相談できる人や場所については、多くの人が「いる／ある」と回答しています。

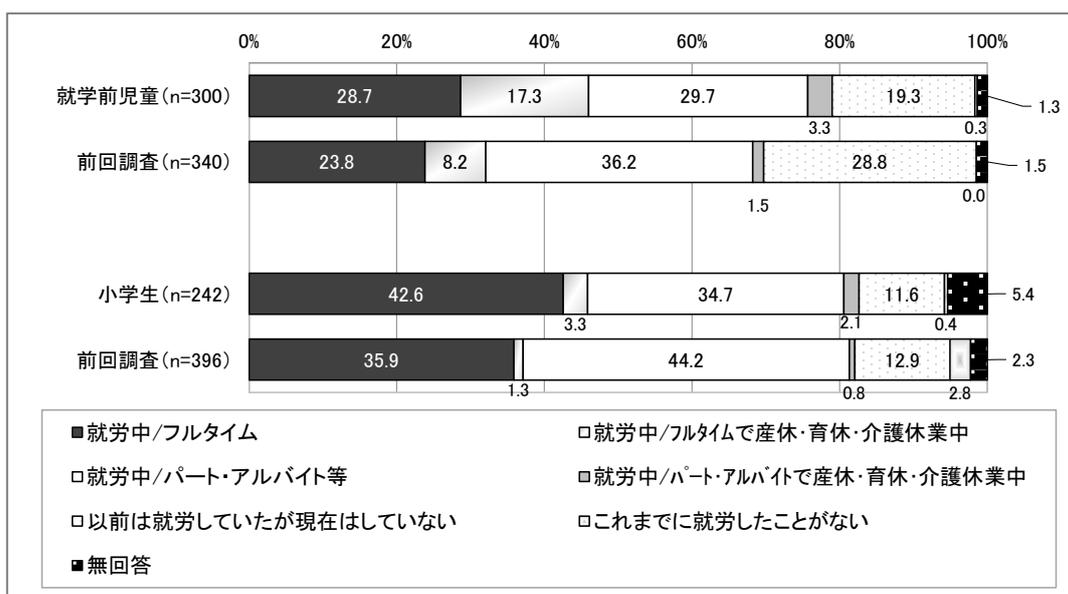
■子育てに関する相談先（全体／前回調査比較）【複数回答】■



(2) 保護者の就労状況

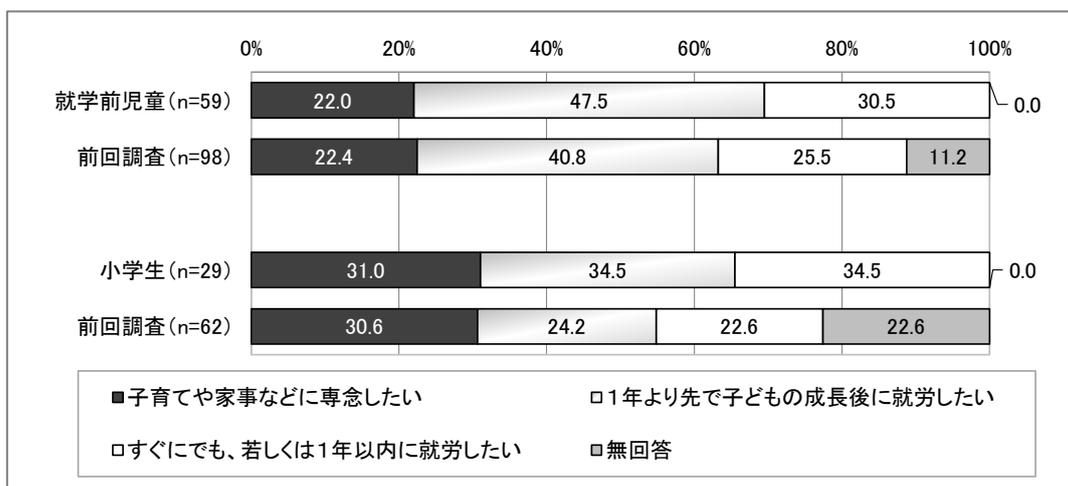
- 現在就労している母親は、就学前児童で79.0%、小学生で82.7%となっており、前回調査と比べると、就学前児童では「以前は就労していたが現在はしていない」が9.5ポイント減少しています。また、就学前児童、小学生とも、“フルタイムで働いている”が増加しています。
- 父親の就労状況については、就学前児童、小学生ともに「就労中／フルタイム」が90%以上で前回調査から大きな変化はありませんでした。

■母親の就労状況（全体／前回調査比較）■



- 母親については、パート・アルバイトを継続することを希望する人が多く、フルタイムへの転換を希望する人の割合は概ね前回調査と同様となりました。また、現在就労していない母親の今後の就労意向は、無回答がなくなり、その分就労を希望する割合が増加しています。

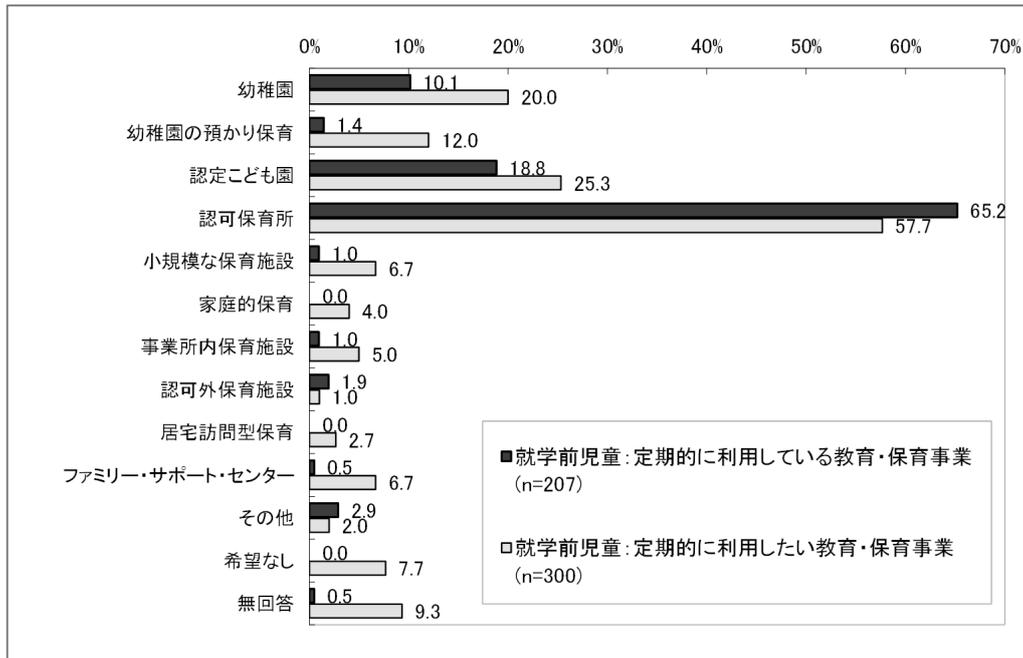
■就労していない母親の今後の就労希望（全体／前回調査比較）■



(3) 定期的な教育・保育事業の利用状況・利用希望

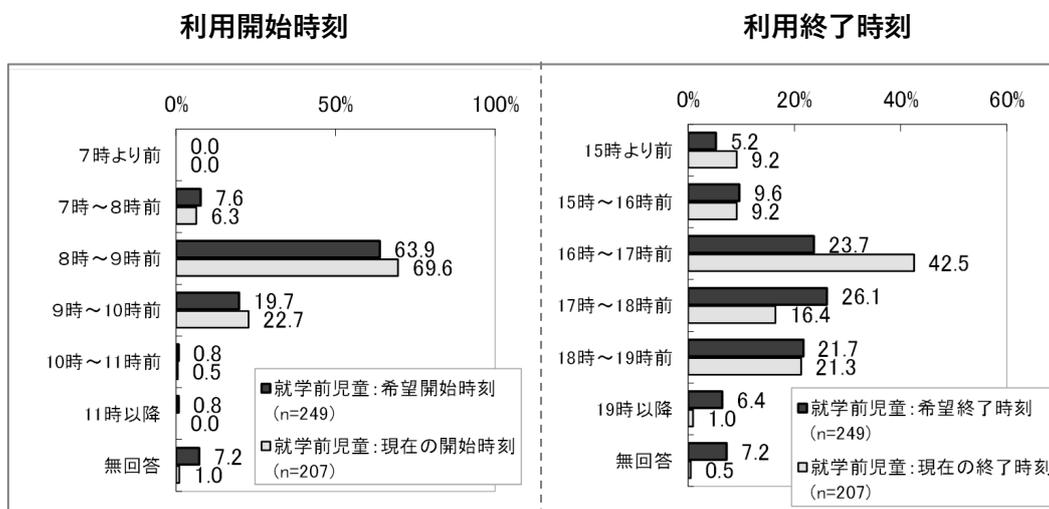
- 平日の定期的な教育・保育事業については、約70%の人が「利用している」と回答しており、前回調査と比較すると7.8ポイント増加しています。
- 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望を比較すると、利用状況・利用希望とも「認可保育所」が最も多いものの、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」等の利用希望が増加しています。また、ファミリー・サポート・センターも6.7%が利用希望を示しています。

■「定期的な」教育・保育事業の利用状況と利用意向（全体）■



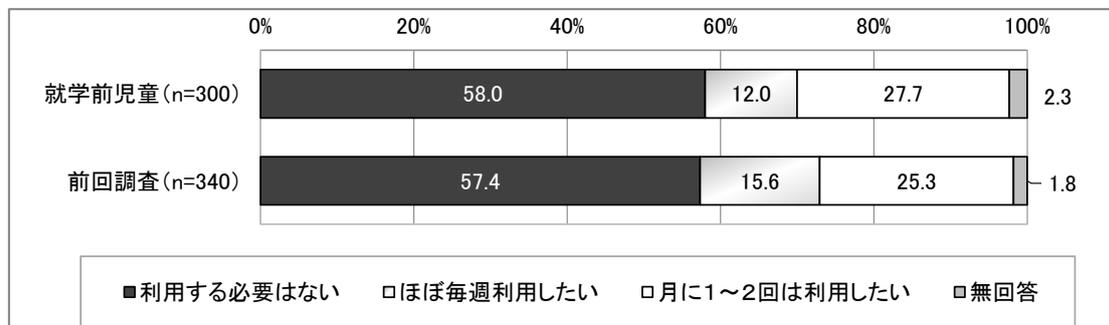
- 希望する利用開始時刻については、概ね現在の利用状況と同様の傾向を示している一方、希望する利用終了時刻については、「16時～17時前」が現在の利用終了時刻から18.8ポイント減少し、「17時～18時前」が最も多くなっています。

■平日の利用希望時間帯（就学前児童全体／希望と現在の利用時間帯比較）■



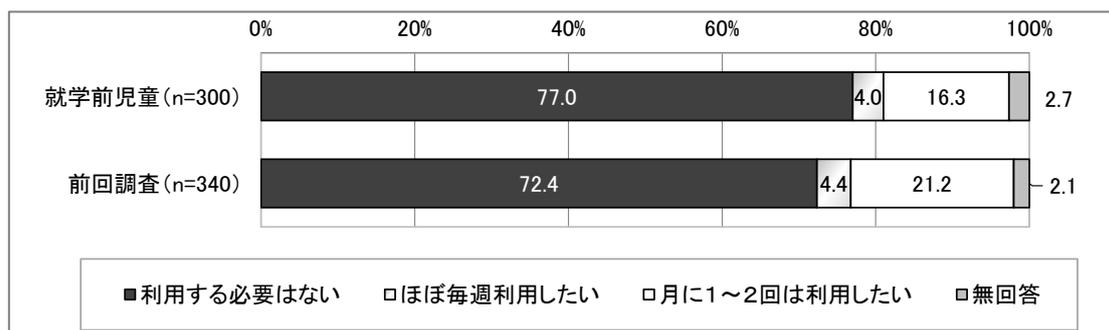
○土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が最も多いものの、「利用したい」（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の合計）も約40%と、一定数の利用が見込まれます。

■土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望（全体／前回調査比較）■



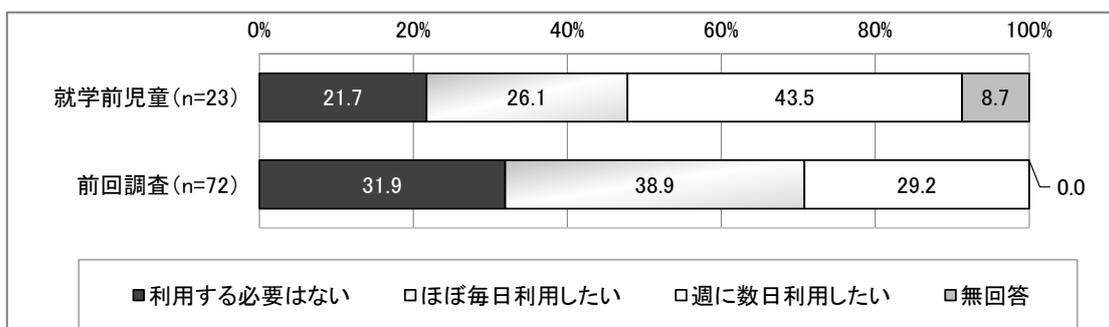
○日曜日・祝日については、「利用する必要はない」が80%弱を占め、「利用したい」（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の合計）は約20%となっています。

■日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望（全体／前回調査比較）■



○「幼稚園」又は「幼稚園の預かり保育」の利用を希望している人の長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、「週に数日利用したい」が最も多く、これに「ほぼ毎日利用したい」を合わせた“利用したい”は約70%となっています。

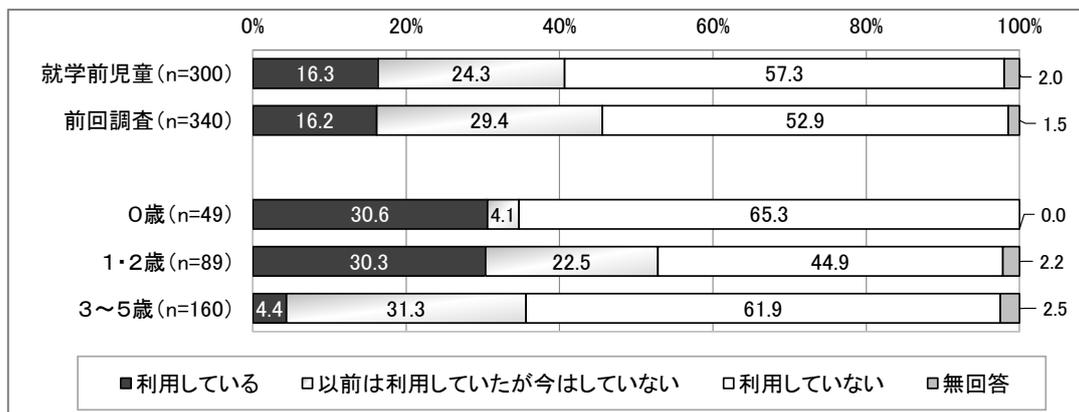
■長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（全体／前回調査比較）■



(4) 子育て支援センター事業の利用状況・利用希望

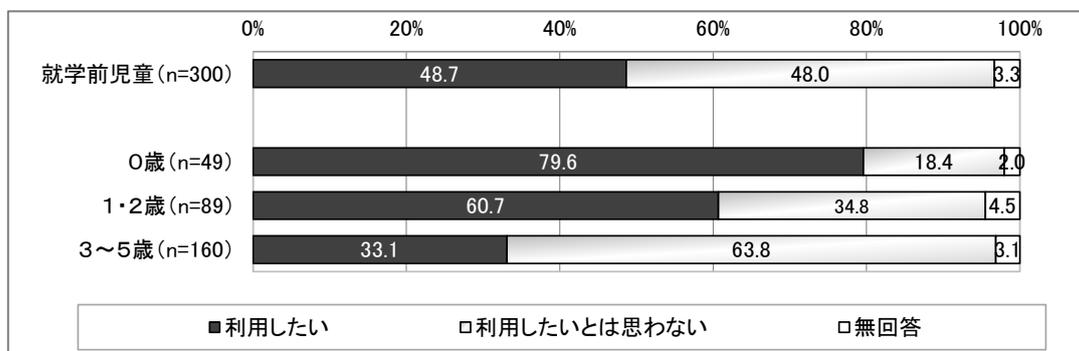
○子育て支援センター事業の利用状況について、「利用している」は16.3%で、前回調査とほぼ同様の割合となりました。年齢区別にみると、3～5歳では「以前は利用していたが今はしていない」が31.3%となるなど、3歳以降から利用する割合が大きく減少しています。

■子育て支援センター事業の利用状況（全体／前回調査比較・属性別）■



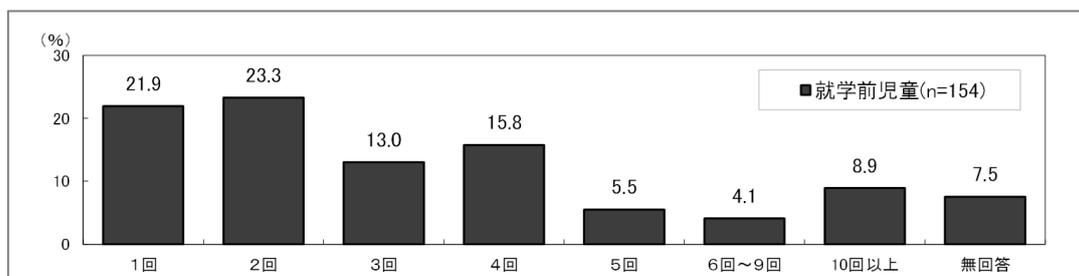
○子育て支援センター事業の今後の利用希望については、「利用したい」と「利用したいとは思わない」がほぼ同率となっています。

■子育て支援センター事業の今後の利用希望（全体・属性別）■



○利用したい月当たりの希望回数については、「2回」が最も多く、概ね4回以内とする回答が多くなっています。

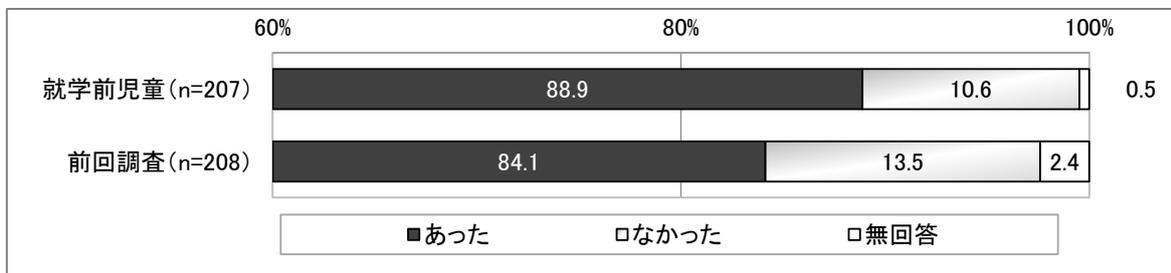
■子育て支援センター事業の希望利用回数／月（全体）■



(5) 子どもの病気の際の対応

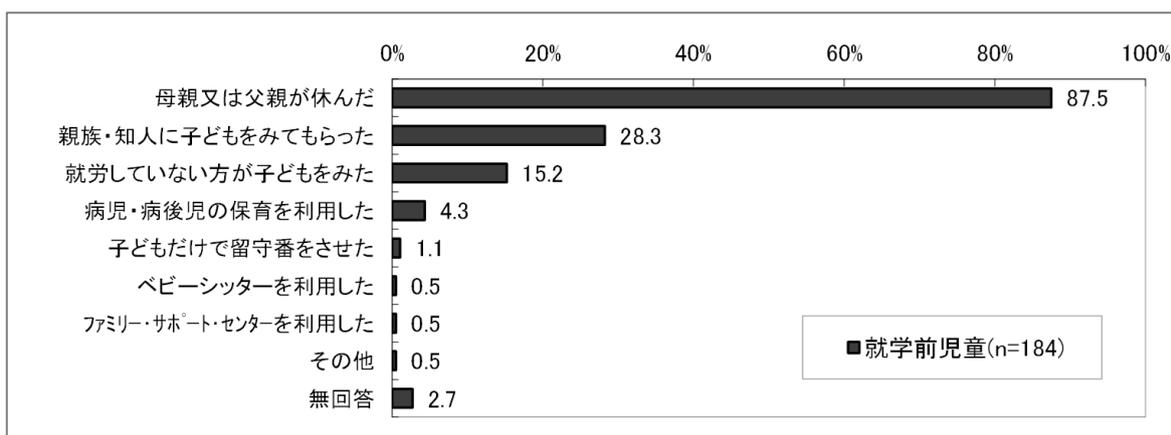
○子どもの病気やケガで保育園、幼稚園等を利用できなかったことが「あった」と回答した人は88.9%と、大多数の保護者が経験しています。

■病気等で教育・保育事業を利用できなかったことの有無（全体／前回調査比較）■



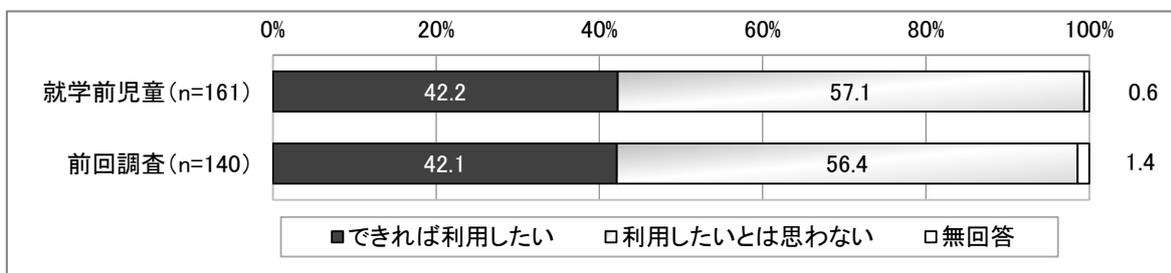
○子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業を利用できなかった場合の対処方法については、「母親又は父親が休んだ」が他を離して最も多く、「病児・病後児の保育を利用した」は4.3%にとどまります。

■病気等で教育・保育事業を利用できなかった場合の対処方法（全体）【複数回答】■



○病児・病後児のための保育施設等の利用希望については、「できれば利用したい」が42.2%で、前回調査とほぼ同様の結果となっています。

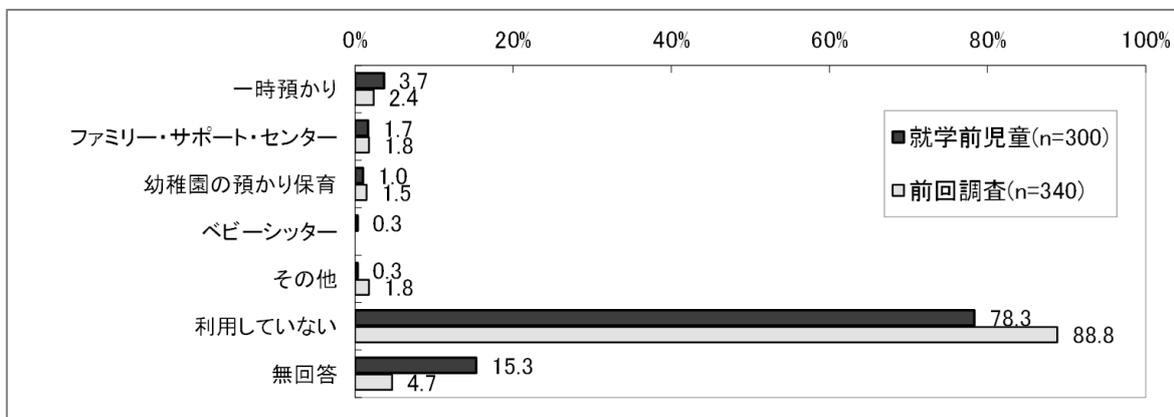
■病児・病後児のための保育施設等の利用希望（全体／前回調査比較）■



(6) 不特定の教育・保育事業の利用状況・利用希望

○一時預かり等の不特定の教育・保育事業の利用有無については、前回調査と比較すると10.5ポイント減少しているものの、依然として「利用していない」が他を離して最も多く、不定期的に教育・保育事業を利用した人は少数となっています。

■不特定の教育・保育事業の利用有無（全体／前回調査比較）【複数回答】■

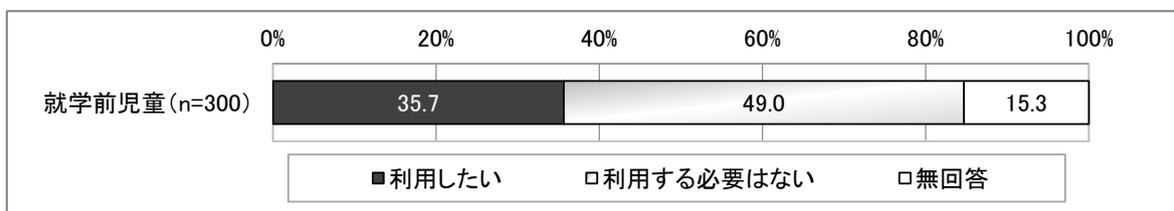


(注)「ベビーシッター」は、今回調査から選択肢を追加

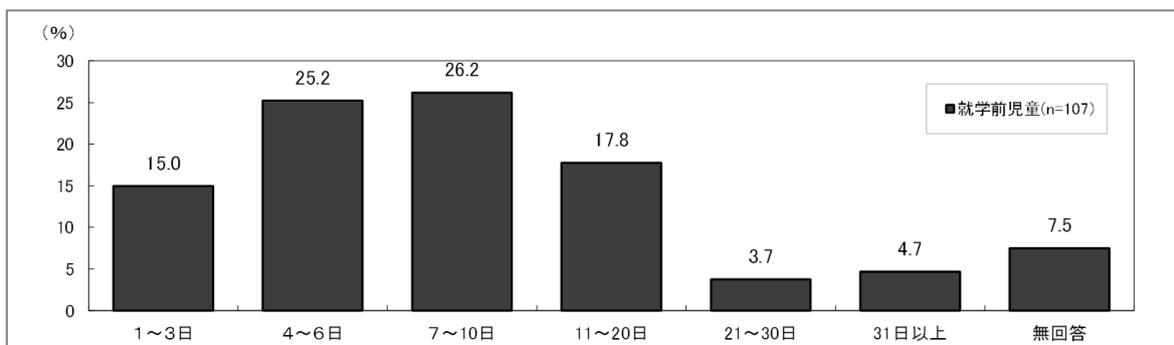
○私用、親の通院、不特定の就労等、保護者の用事による教育・保育事業の利用希望をたずねたところ、「利用したい」は35.7%となっています。

○利用したい年間の回数については「7～10日」が最も多くなっています。

■不特定の教育・保育事業の利用希望（全体・属性別）■



■不特定の教育・保育事業の希望利用回数／年（全体）■

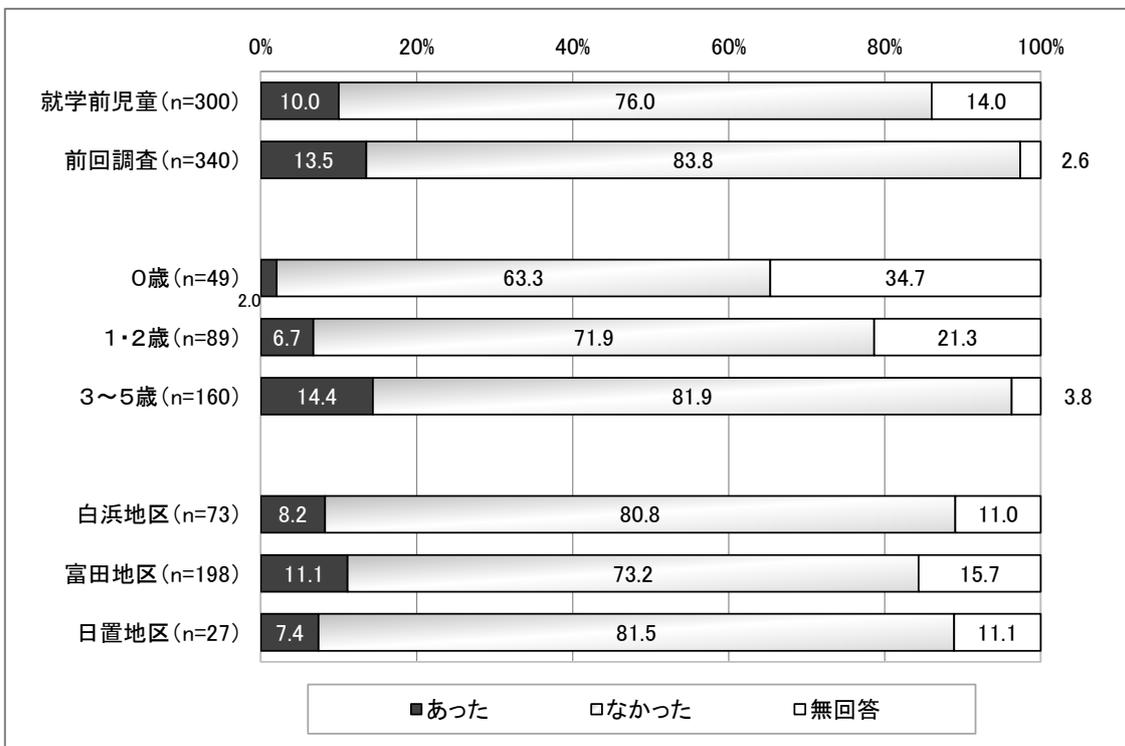


(7) 泊りがけで家族以外にみてもらう必要があったことの有無

○この1年間に保護者の用事により、泊りがけで家族以外の人（施設）にみてもらう必要が「あった」人は10.0%となっています。

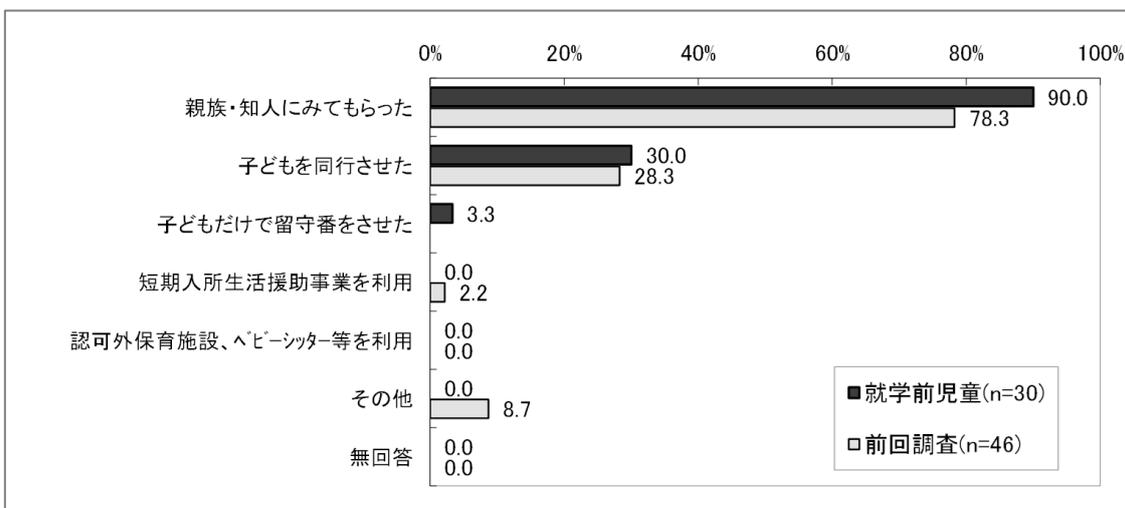
○年齢区分別にみると、年齢が上がるにつれて「あった」という回答が増加しています。

■泊りがけで家族以外にみてもらった経験の有無（全体／前回調査比較・属性別）■



○宿泊を伴う用事があった際の対処方法については「親族・知人にみてもらった」が最も多く、次いで「子どもを同行させた」が続いています。

■宿泊を伴う用事があった際の対処方法（全体／前回調査比較）【複数回答】■

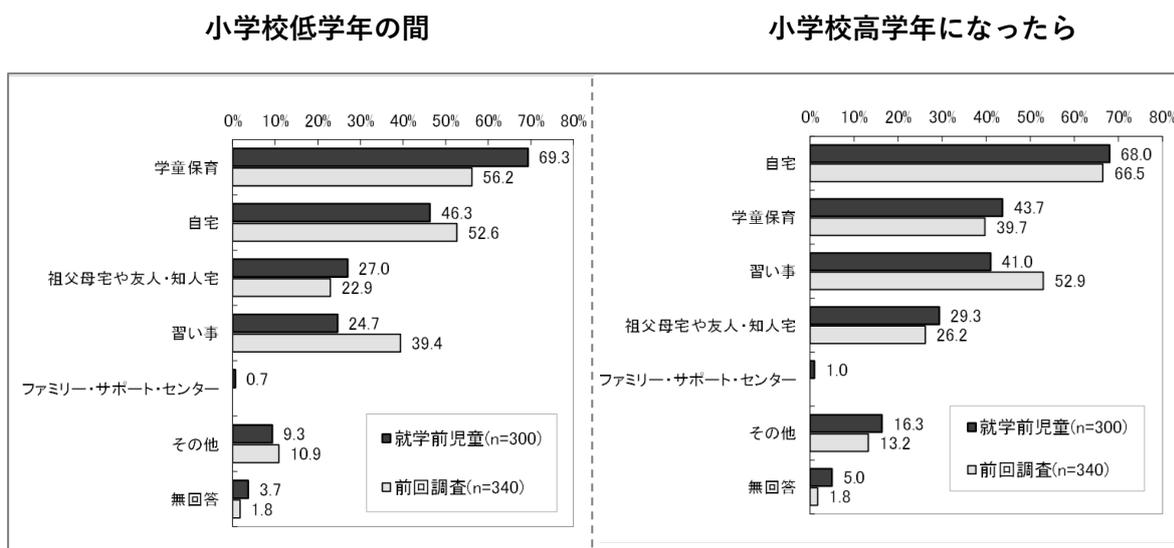


(注)「子どもだけで留守番をさせた」は、今回調査から選択肢を追加

(8) 小学校就学後の学童保育等の利用希望

- 就学前児童の小学校就学後の放課後の時間を過ごさせたい場所については、小学校低学年の間は「学童保育」が最も多く、次いで「自宅」となっています。
- 小学校高学年では、「自宅」が最も多く、次いで「学童保育」「習い事」などの順となっています。

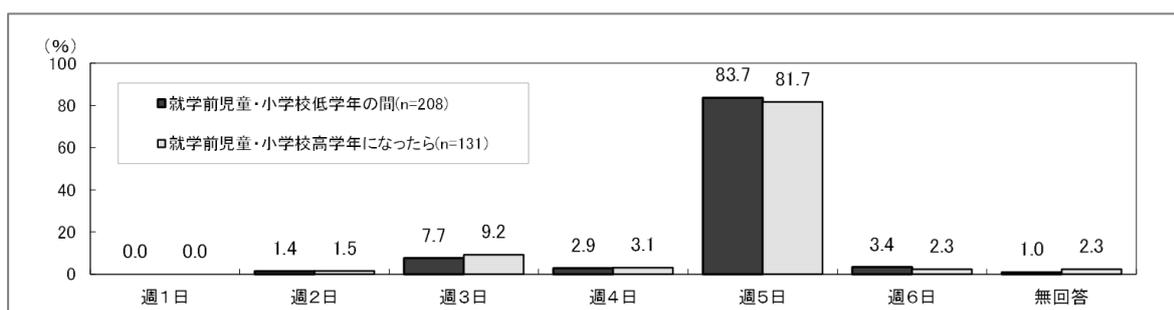
■小学校就学後の放課後の時間を過ごさせたい場所（全体／前回調査比較）【複数回答】■



(注)「ファミリー・サポート・センター」は、今回調査から選択肢を追加

- 学童保育の利用希望日数については、小学校低学年、小学校高学年のいずれの場合も「週5日」（小学校低学年 83.7%、小学校高学年 81.7%）が最も多くなっています。

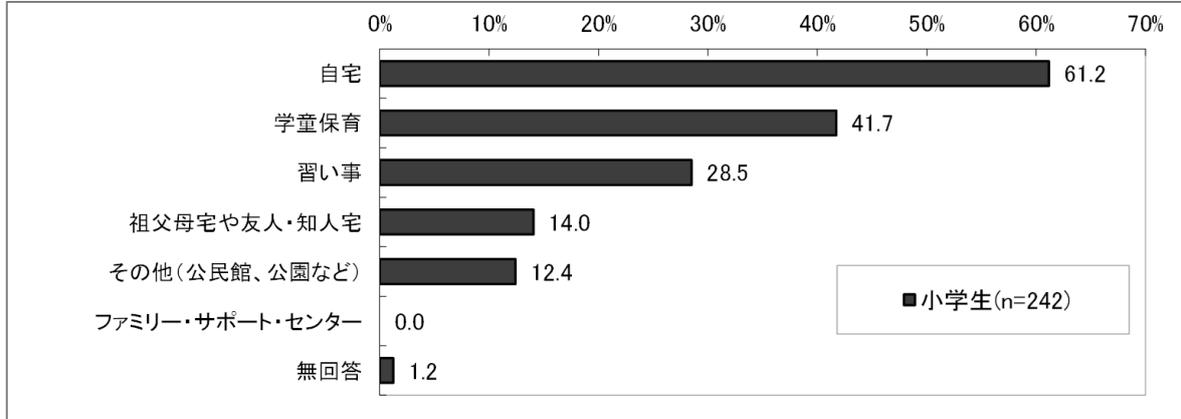
■学童保育の利用希望日数／週（全体）■



(9) 小学生の放課後等の過ごし方

○小学生の放課後の時間を過ごしている場所については、「自宅」が最も多く、次いで「学童保育」の順となっています。

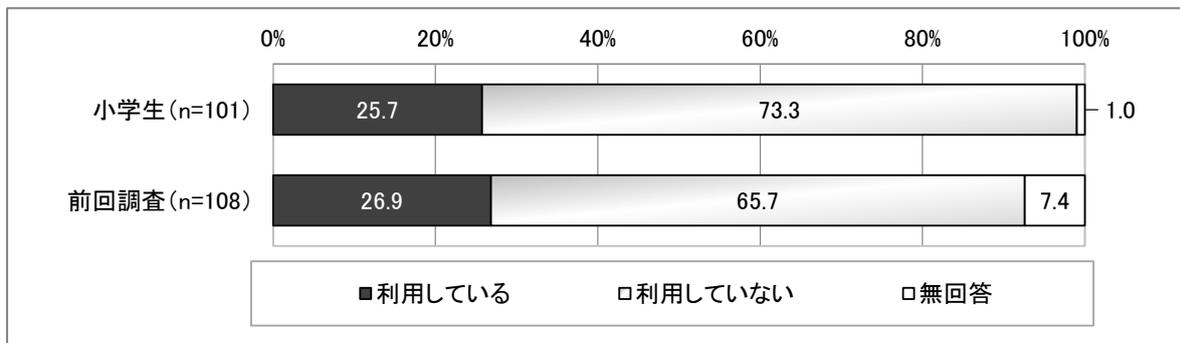
■小学生の放課後の過ごし方（全体／前回調査比較）【複数回答】■



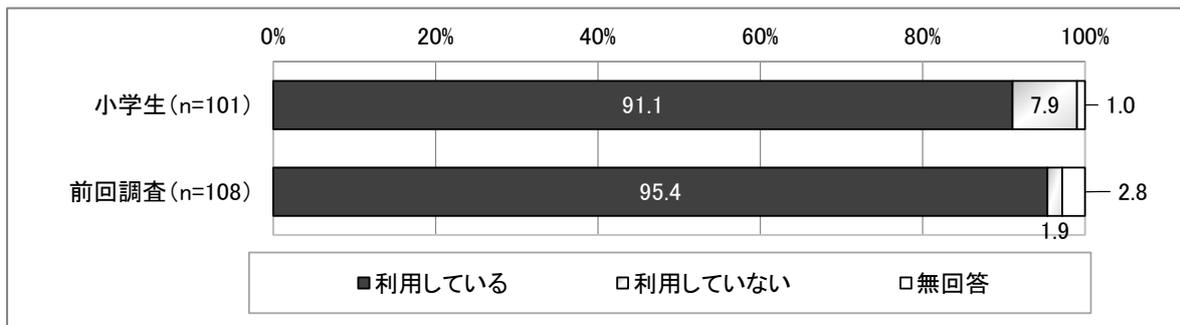
○小学校の放課後に学童保育を利用している人のうち、25.7%が土曜日も学童保育を「利用している」と回答しています。

○小学校の放課後に学童保育を利用している人の91.1%が長期休暇期間中も学童保育を利用しています。

■土曜日の学童保育の利用状況（全体／前回調査比較）■



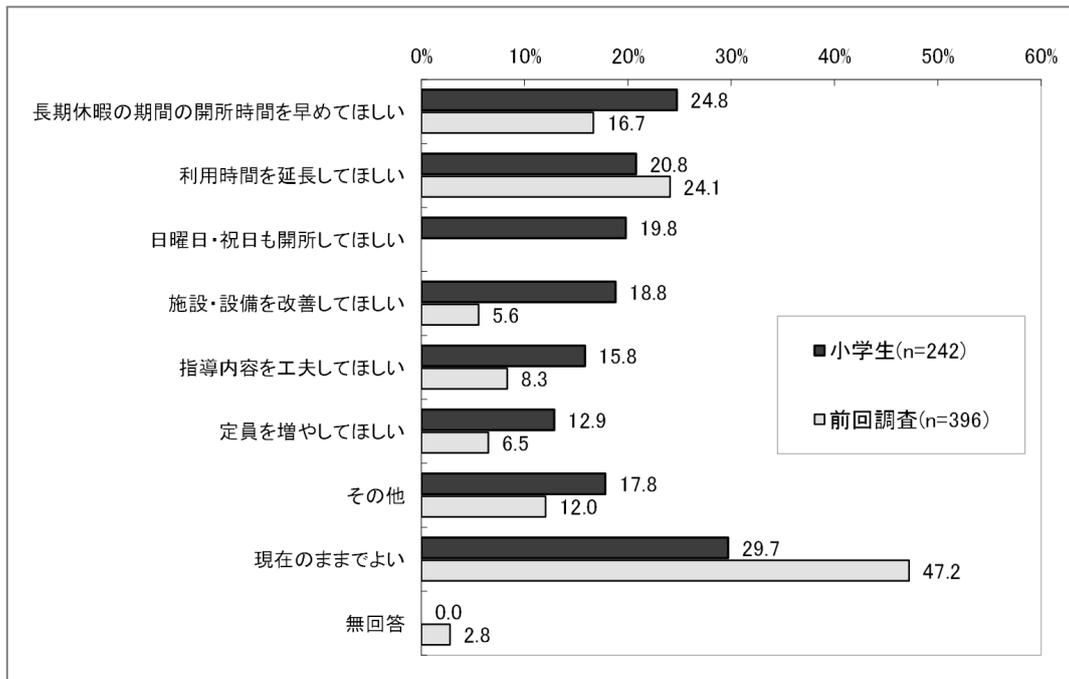
■長期休暇期間中の学童保育の利用状況（全体／前回調査比較）■



○学童保育に対して感じていることについては、「現在のままでよい」が最も多くなっているものの、前回調査から17.5ポイント減少しており、改善や工夫を期待していることがうかがえます。

○具体的な内容としては、「長期休暇の期間の開所時間を早めてほしい」、「利用時間を延長してほしい」が20%台半ばで多くなっています。

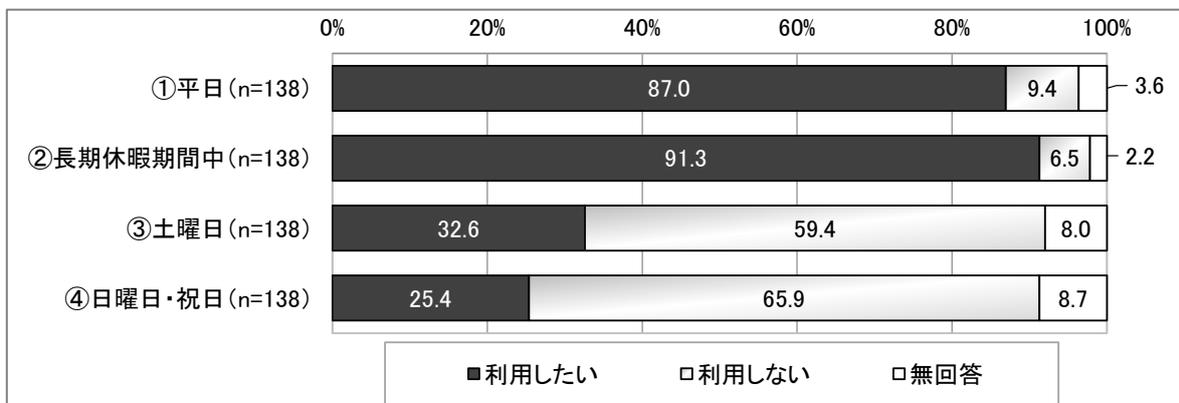
■学童保育に対して感じていること（全体／前回調査比較）【複数回答】■



(注)「日曜日・祝日も開所してほしい」は、今回調査から選択肢を追加

○平日、長期休暇中、土曜日、日曜日・祝日それぞれの利用希望はつぎのとおりです。平日の利用希望はなくても長期休暇中のみ利用したいという人もみられます。

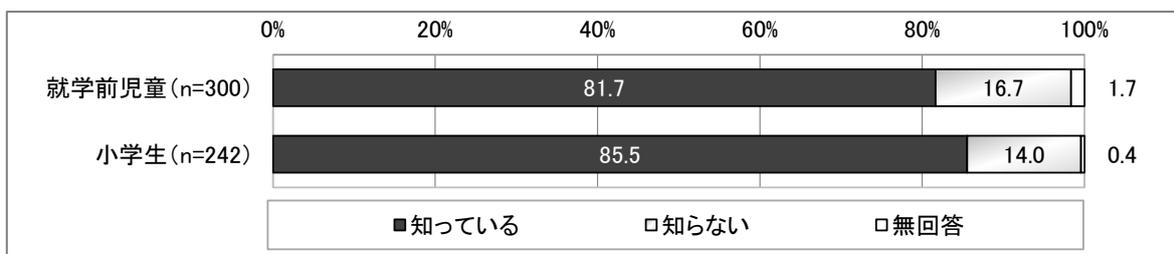
■学童保育の利用希望 [小学生] (全体) ■



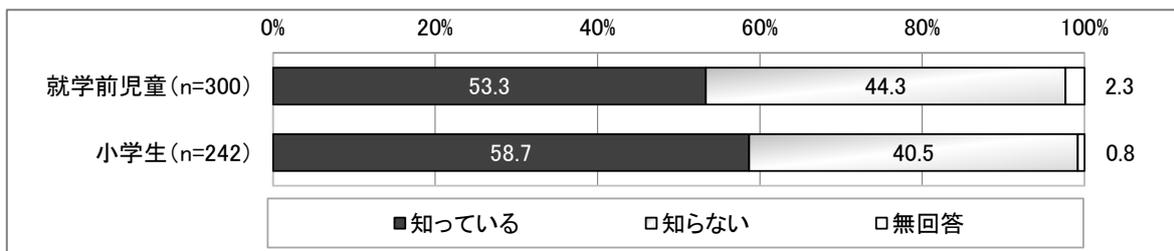
(10) 児童虐待について

- 就学前児童、小学生とも児童虐待防止法については、80%以上の人が「知っている」(就学前児童 81.7%、小学生 85.5%)と回答しています。
- 「児童虐待発見時の通報先」と「虐待に関する相談機関」の認知状況については、就学前児童、小学生とも 50~60%台となっています。

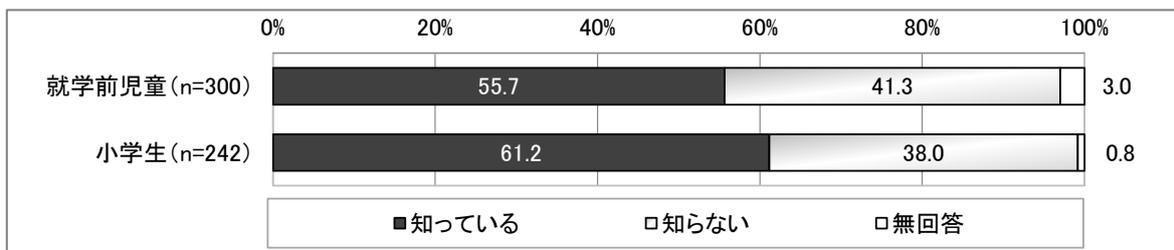
■認知状況：児童虐待防止法（全体）■



■認知状況：児童虐待発見時の通報先（全体）■

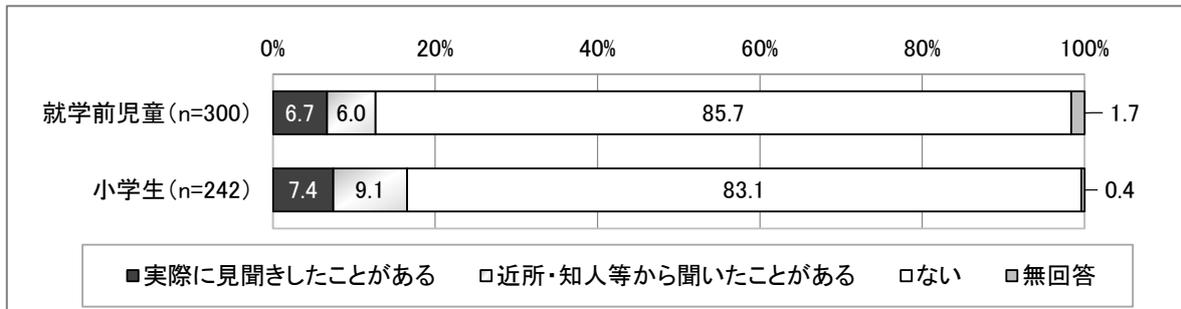


■認知状況：虐待に関する相談機関（全体）■



○虐待と思われることを見聞きしたことがあるかたずねたところ、「ない」（就学前児童 85.7%、小学生 83.1%）が大半を占めています。なお、「実際に見聞きしたことがある」と「近所・知人等から聞いたことがある」を合わせると、就学前児童で 12.7%、小学生で 16.5%となっています。

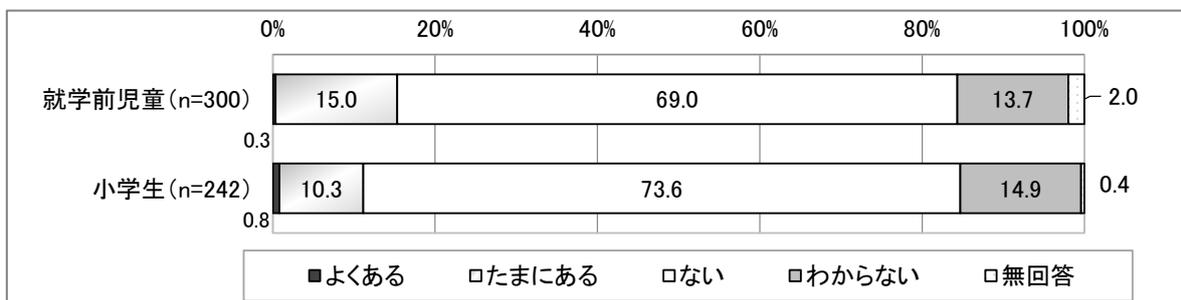
■虐待と思われることを見聞きしたことがあるか（全体）■



○自身が虐待しているのではと感じることの有無については、就学前児童では「よくある」が 0.3%、「たまにある」が 15.0%となっています。

○小学生では「よくある」が 0.8%、「たまにある」が 10.3%となっています。

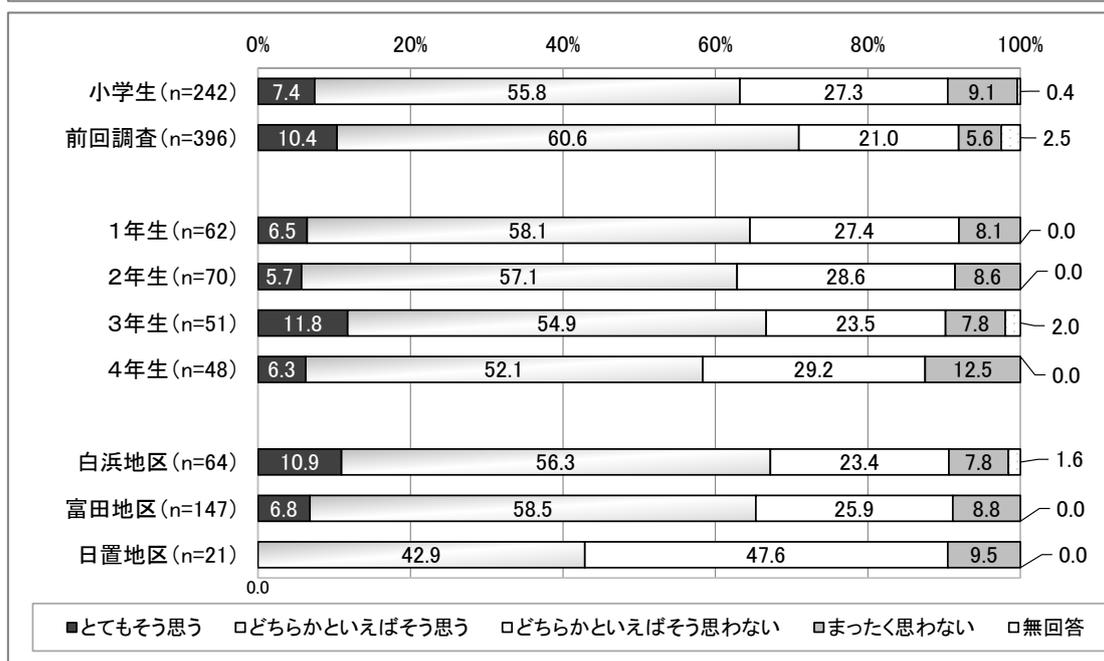
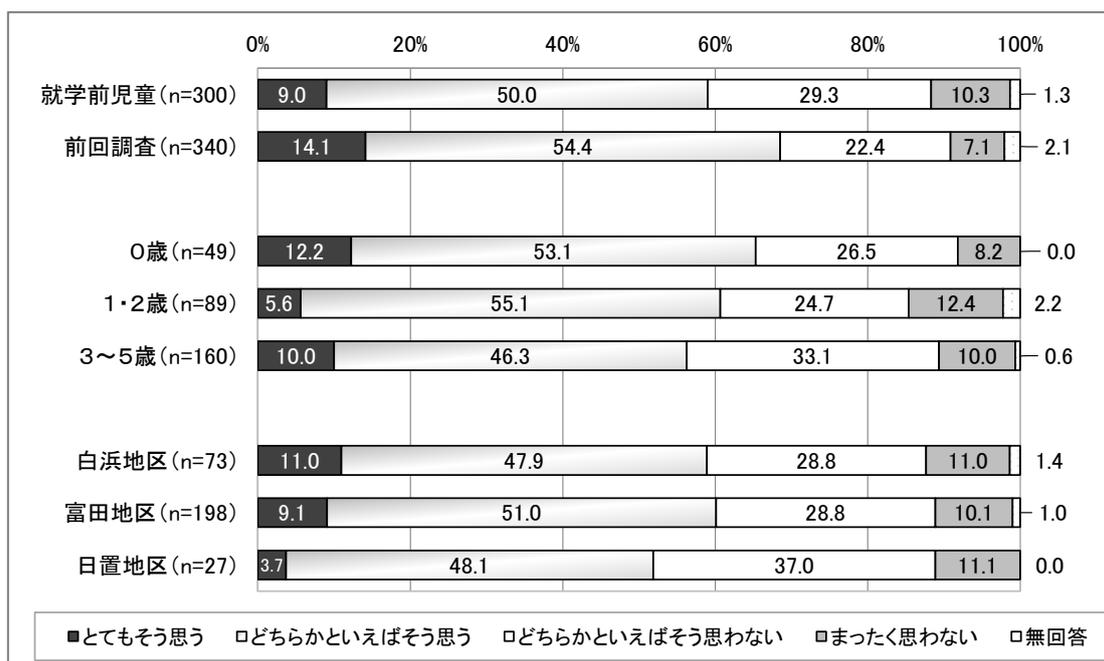
■自分の子どもを虐待していると感じたことがあるか（全体・属性別）■



(11) 町の子育て環境について

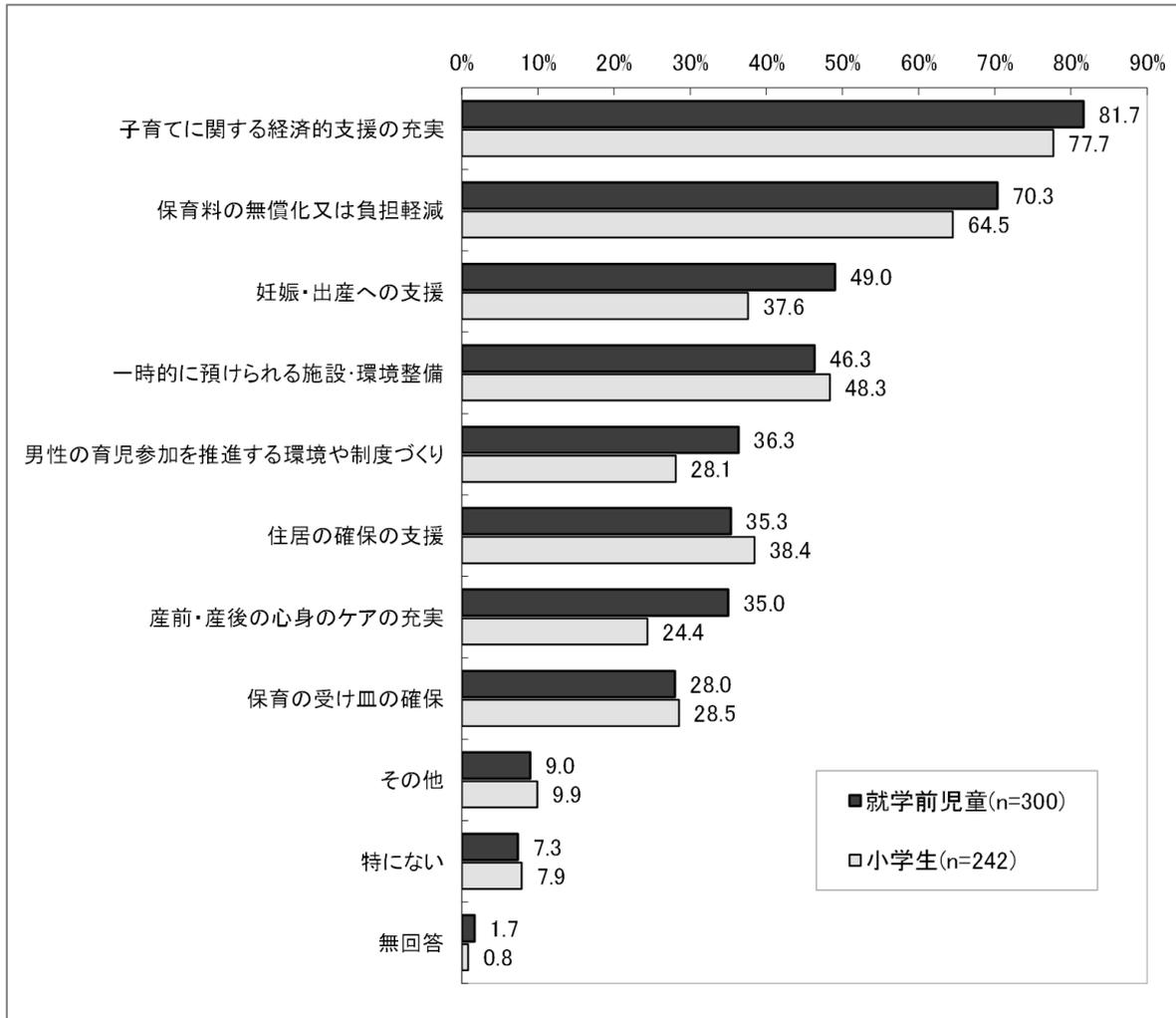
- 白浜町は子育てしやすい環境だと感じるかについて、「そう思う」割合（「どちらかといえばそう思う」と「とてもそう思う」の合計）は就学前児童で59.0%、小学生で63.2%と、半数以上は比較的子育てしやすい環境だと感じていることがうかがえます。一方で、前回調査と比べると、「そう思う」は、就学前児童では68.5%から9.5ポイント減少しており、小学生についても71.0%から7.8ポイント減少しています。
- 居住地区別にみると、日置地区では「そう思う」（就学前児童51.8%、小学生42.9%）が他の地区に比べて少なく、地域によって子育て環境に差異がある状況がうかがえます。

■町は子育てしやすい環境だと感じるか（全体／前回調査比較・属性別）■



○どのような支援があればもう一人産み育てたいと思うかたずねたところ、就学前児童、小学生ともに「子育てに関する経済的支援の充実」（就学前児童 81.7%、小学生 77.7%）が最も多く、次いで「保育料の無償化又は負担軽減」（就学前児童 70.3%、小学生 64.5%）となるなど、経済的な要因が大きなハードルとなっている状況がうかがえます。

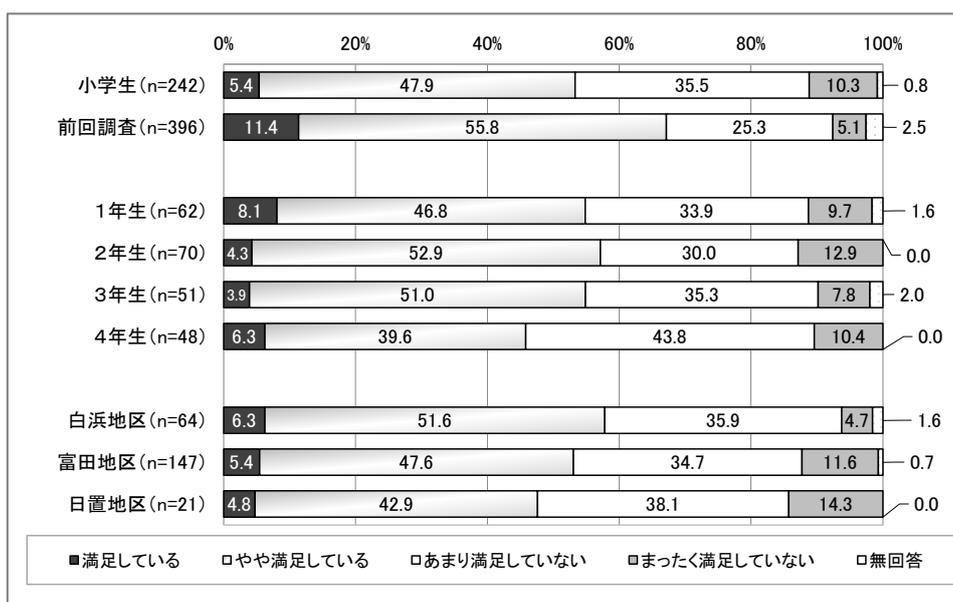
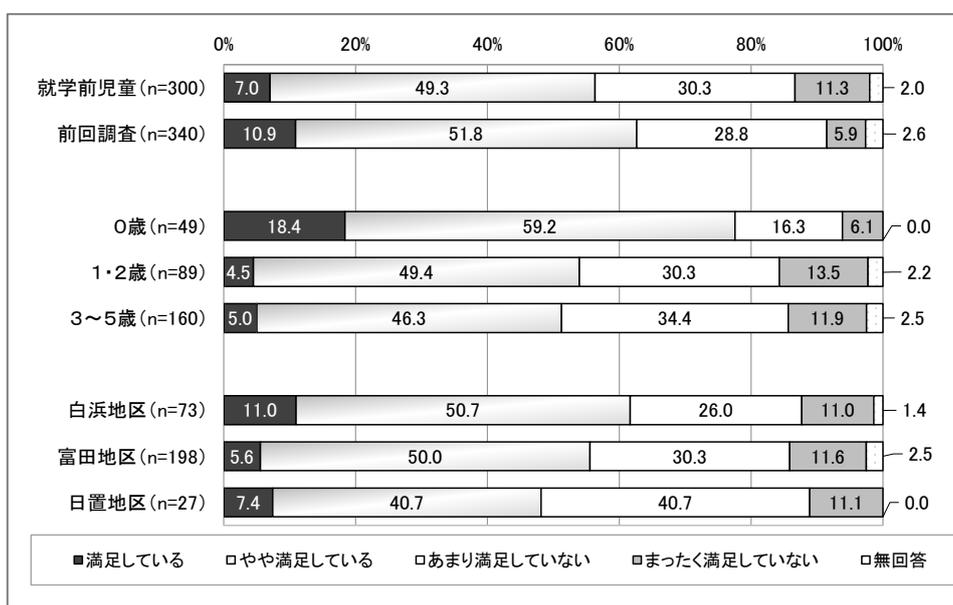
■どのような支援があればもう一人産み育てたいと思うか（全体）【複数回答】■



(12) 町子ども・子育てに関する取組への満足度

- 町子ども・子育てに関する取組への満足度について、“満足している”割合（「満足している」と「やや満足している」の合計）は、就学前児童で56.3%、小学生で53.3%となっています。前回調査と比べると、“満足している”は、就学前児童では前回調査の62.7%から6.4ポイント減少しており、小学生についても前回調査の67.2%から13.9ポイントと大幅に減少しています。
- 年齢区別では、就学前児童の0歳では“満足している”が他の年齢区分に比べて多くなっています。
- 居住区別では、「白浜町の子育て環境」の傾向と同様に、日置地区は“満足していない”（就学前児童51.8%、小学生52.4%）が他の地区に比べて多くなっています。

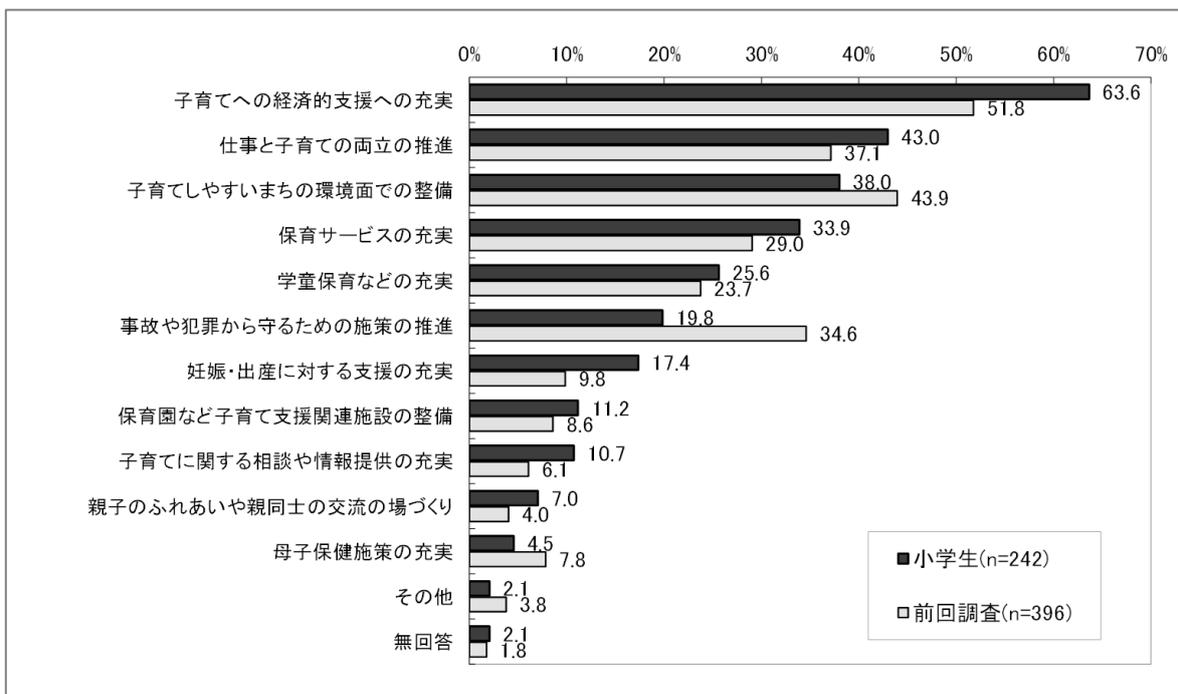
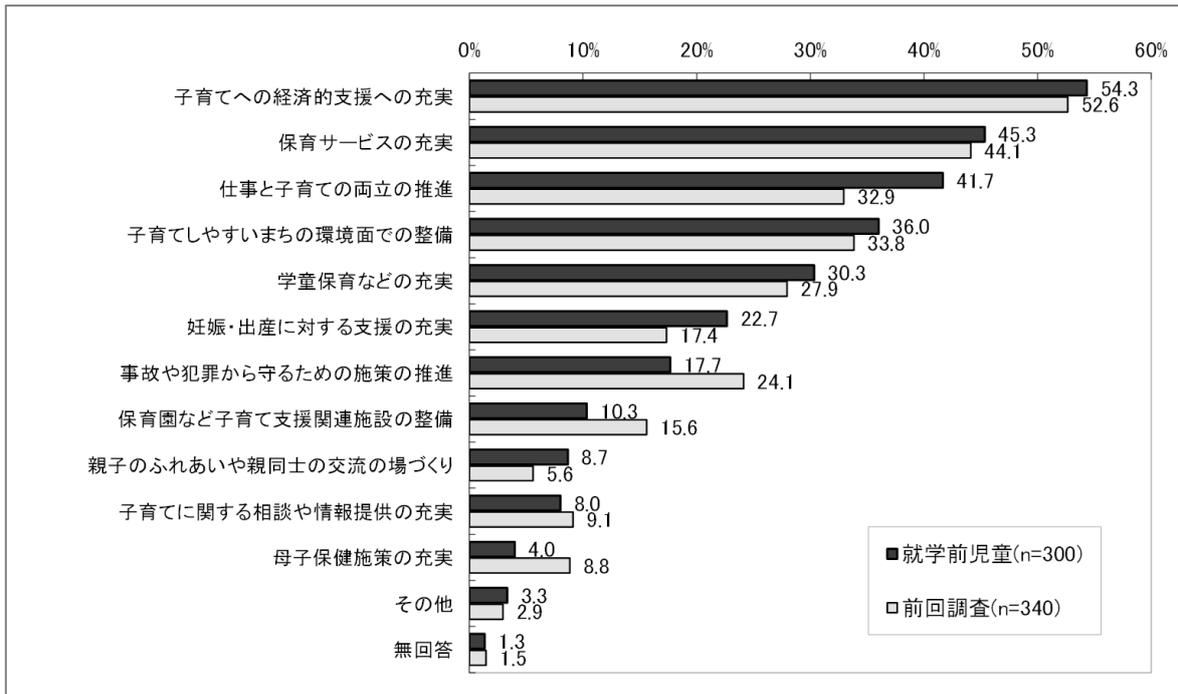
■町子ども・子育てに関する取組への満足度（全体／前回調査比較・属性別）■



(13) 今後重要だと思う子育て支援施策

- 今後重要だと思う子育て支援施策については、就学前児童、小学生ともに「子育てへの経済的支援への充実」（就学前児童 54.3%、小学生 63.6%）が最も多く、特に小学生では前回調査の 51.8%から 11.8 ポイント増加しています。
- また、「仕事と子育ての両立の推進」については、前回調査に比べて就学前児童で 8.8 ポイント、小学生で 5.9 ポイント増加しています。

■今後重要だと思う子育て支援施策（全体／前回調査比較）【複数回答】■



第4節 白浜町の子ども・子育て支援における主要課題

社会や本町における子ども・子育てを取り巻く環境の変化、アンケート結果等を考慮し、本町が今後5年間で取り組むべき主要課題を以下のように整理します。これらの課題の解決を通じて、白浜町の子育て環境に対する満足度の更なる向上を図ります。

課題1 質の高い教育・保育と地域の子ども・子育て支援事業の充実

アンケート調査によると、父親の就労状況については、前回調査から大きな変化はみられなかった一方で、母親については「現在就労していない」割合が減少し、フルタイムで働いている割合が増加しているとともに、現在就労していない母親の今後の就労を希望する割合も増加しています。また、今後重要だと思う子育て支援施策については、前回調査に比べて「仕事と子育ての両立の推進」と回答する割合が増加しています。

さらに、定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望を比較すると、利用状況・利用希望とも「認可保育所」が最も多いものの、「幼稚園」や「認定こども園」等の利用希望が増加するなど、多様な教育・保育環境を望む保護者も一定数おり、このような共働き家庭の増加や多様な教育・保育ニーズ等に対応したサービスの充実を図ることが求められています。

少子化という現実はあるものの、すべての子ども・子育て家庭が、必要とする支援を受けられるよう、本町の地域的な実情を踏まえ、平日、土曜日、長期休暇期間中にかかわらず、定期的な教育・保育事業、放課後児童健全育成事業の受け皿拡大を検討するとともに、質の高い教育・保育環境を整備していく必要があります。

また、身近な地域において気軽に親子の交流や相談ができる場の充実や、子育て家庭の多様なニーズに合わせた子育て支援など、すべての子ども・子育て家庭が安心感や充実感を得られるような地域子ども・子育て支援事業の充実を図る必要があります。

課題2 地域社会全体で子育てを支える環境の整備

子育ての第一義的な責任は父母その他の保護者が有していますが、次代の社会を担う子どもを健やかに育てることは、地域や社会全体で取り組むべき課題です。

このため、地域住民による子育て家庭の見守りなど、地域住民が積極的に子育てに関わり、子育て家庭が地域で安心して暮らせるような子育てしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

第2期計画期間中は新型コロナウイルスの影響もあり、計画通りに進まない事業もありましたが、地域全体で子育てする意識の醸成、子育てボランティア・子育て支援団体の育成など、地域が一体となって子育てを支援する体制づくりを継続的に推進していくことが重要です。

課題3 あらゆる子育て家庭を視野に入れた支援体制の整備

妊娠・出産・乳幼児期は、子どもにとって基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎づくりをする大切な時期にあり、親や家庭の関わり方が重要となります。一方で、少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化に伴い、妊娠・出産・子育てに不安を覚える家庭は少なくありません。また、アンケート調査によると、虐待と思われることを見聞きしたことがあるかについて、「実際に見聞きしたことがある」や「近所・知人等から聞いたことがある」という回答もみられました。

子育て中の親が育児に対して少しでも余裕を持ち、親としての役割を發揮できる社会を構築するために、妊娠・出産・子育て・保育等、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる親支援の体制や情報提供の充実を図っていく必要があります。また、要保護児童対策地域協議会と連携のもと、育児不安・負担から引き起こされる産後うつや児童虐待などの早期発見・支援を行うことが重要です。

さらに、次代の親の育成、幼児教育・学校教育、家庭教育の充実など、子どもの健全な教育環境の充実を図るとともに、障がいのある子どもや、ひとり親家庭の子ども、悩みを抱えている子どもなど、個別に配慮を必要とする子どもとその家庭に対し、福祉関係者のみならず、保健、医療、教育等の地域における関係機関が連携して支援する必要があります。

課題4 子どもの健やかな成長を支援する環境の整備

少子化が急速に進む中で、子どもが、他の子どもたちと一緒に遊び、学ぶことは豊かな人間性を育む上でとても重要なことと考えられます。

子育てにやさしく、心豊かに生活するために、引き続き安全な道路交通等の整備、遊び場としての公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などにより、安全・安心な環境づくりを進めていく必要があります。

また、子ども同士が成長に合わせ自ら主体的に社会性を身につけるため、子どもの体験的活動の促進を図るとともに、思春期における心身の急速な成長と生活習慣の乱れなど不安定な状態に対し、正確な知識の普及や子どもの悩み相談を直接受ける体制の充実を図っていくことが重要です。

課題5 子どもの貧困対策を推進する体制の整備

近年、貧困状態にある家庭の経済状況が子どもの学力や進学に影響し、それが成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態が連鎖してしまうことが問題となっており、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、国、県、民間の企業・団体等と連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって町民の幅広い理解と協力を得ることにより、子どもの貧困対策を推進していく必要があります。また、すべての子どもがさみしさや不安を感じることがないように、経済的な困窮に対する支援だけではなく、子どもの居場所づくりや、日々の生活・学習に対する意欲を維持し、将来の夢や希望につなげる支援が必要です。

第3章 子ども・子育てを支えるための施策の推進

第1節 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

これまで本町では、『地域ぐるみのささえ合い・たすけ合いで子育ての喜びを実感できるまち』の実現に向け、様々な子育て支援施策を推進してきました。

今後もより子育てしやすいまちづくりを進めていくためには、これまでの取組を継続するとともに、社会情勢の変化等に柔軟に対応しつつ、一人ひとりの子どもとその保護者に対するきめ細やかなサポートを提供していく必要があります。

本計画においては、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもと、今後も家庭、学校、地域が保護者に寄り添い、子育てに対する保護者の負担、孤立感を減らしていくことのできる社会を構築するため、第2期計画における基本理念を継承し、引き続き子育てしやすい白浜町の実現に向けた各施策を展開するとともに、法制度の変化や社会情勢の変化等に応じた柔軟な対応に努めます。

■基本理念■

地域ぐるみのささえ合い・たすけ合いで
子育ての喜びを実感できるまち

2. 基本目標

本町の子育て支援に関する課題と基本理念を踏まえ、次の4つを基本目標として定め、計画の推進を図ります。

基本目標1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供

誰もが安心して子どもを産み、保護者（親）自身が楽しみや喜びを感じて子育てをしているよう、親子の健康に関する相談や健康診査・保健指導体制の充実、食育の推進など、親子の健康の確保と増進に努めるとともに、妊娠、出産、子育てのそれぞれのライフステージにおける、切れ目のない子育て支援サービスの充実に努めます。

また、子育て家庭の孤立が生じないよう、気軽に相談できる場の確保や身近な地域における交流の場の充実、地域と子ども、家庭との関係づくりを図るなど、子育て家庭を地域全体で支えていくことができる体制づくりを推進します。

基本目標2 子どもがのびのびと健やかに成長できる環境づくり

次代の担い手である子どもたちが様々な学習の機会や人々との交流を通して他人への思いやりを育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、学校や家庭における幼児期からの教育環境の更なる充実に努めるとともに、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場、交流の場を確保するなど、安心して安全な居場所づくりを推進します。

また、思春期特有の心のケアの充実や命の大切さの理解促進、未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止等の健康・安全教育の徹底により、心身の健全育成を図ります。

基本目標3 配慮が必要な子どもとその家庭へのきめ細やかな取組の推進

ひとり親や障がいを持つ児童のいる家庭、虐待を受けた児童など、きめ細やかな対応が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、ひとり親家庭等の自立に向けた支援、障がいのある子どもと家庭への各種在宅福祉サービスの充実、児童虐待の防止など、支援を必要とする家庭を支える取組を推進します。

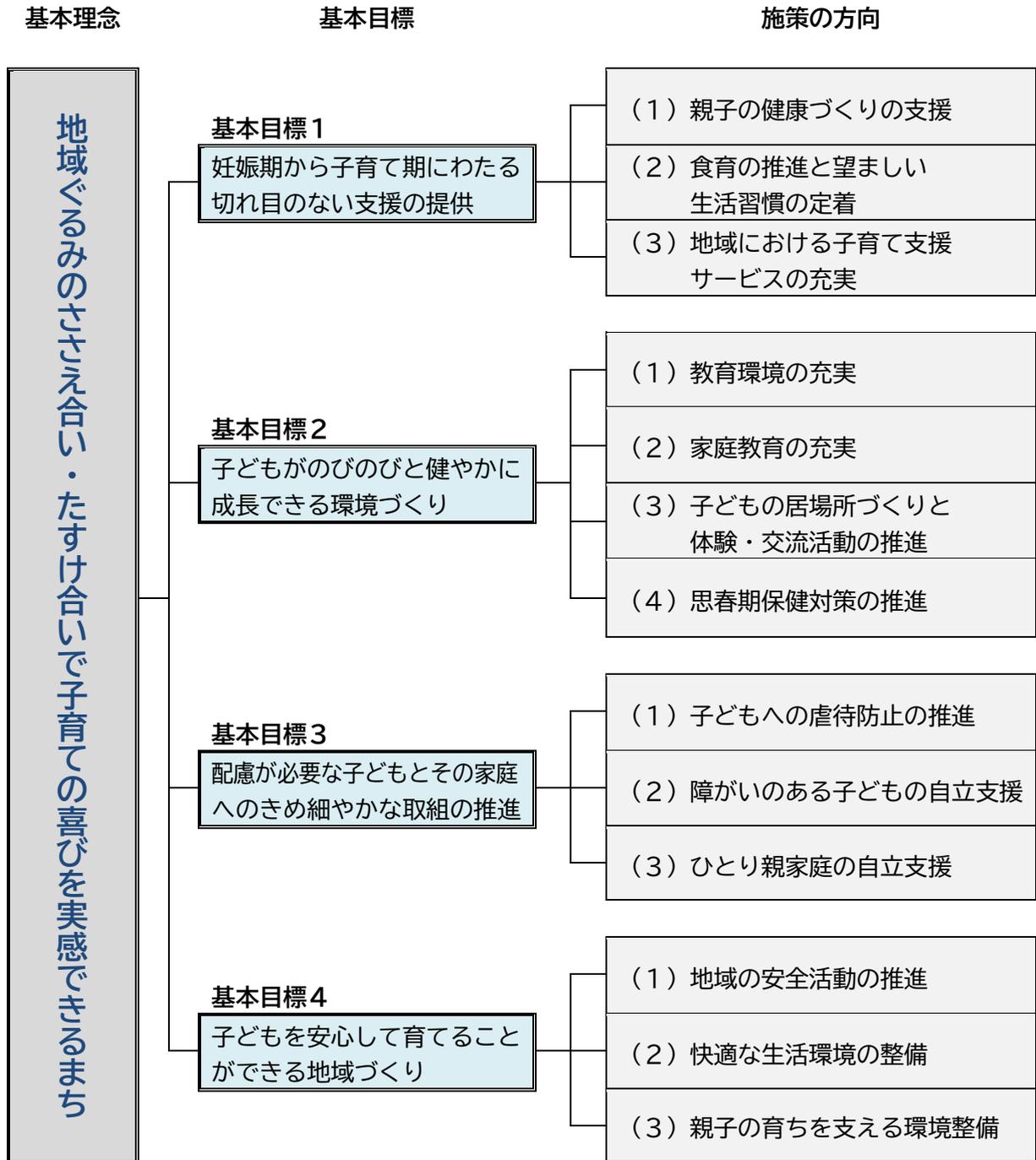
基本目標4 子どもを安心して育てることができる地域づくり

地域や学校が一体となって子どもを見守ることで、子どもを交通事故や犯罪等から守るとともに、道路や公園、公共建築物のバリアフリー化や交通安全環境の整備により、子どもや子どもを連れた保護者が安心して外出できるまちづくりを推進します。

また、子育てにかかる経済的な負担の軽減や、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現するための環境整備とともに、様々なボランティア等による地域に根ざした子育て支援の輪の拡充を図るなど、子育て家庭にやさしい地域づくりに努めます。

3. 施策の体系

■第3期白浜町子ども・子育て支援事業計画における施策体系■



第2節 施策の展開

基本目標1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供

(1) 親子の健康づくりの支援

母親が健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産期を迎え、その後も喜びを感じながら子育てができるよう、健康診査や訪問指導などの各種母子保健事業の充実を図ります。

■主な取組■

No.	取組名	取組概要	担当課
1	妊婦健康診査の実施	○妊婦が健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えられるよう、引き続き妊婦健康診査受診券を発行し受診費用について公費負担することで経済的負担を軽減するとともに妊婦の健康管理に努めます。	住民保健課
2	ファミリークラスの開催	○安心して子どもを産み育てることができるよう、妊婦とその夫や家族を対象に、助産師が妊娠中の生活指導等を行うファミリークラスを開催します。参加者同士の仲間づくりの場として事業内容のさらなる充実に努めます。	住民保健課
3	フレッシュママサロンの開催	○就学前までの子どもと保護者を対象に、保護者のリフレッシュや参加者同士の仲間づくりの場となるような講座を開催し、育児不安の軽減につなげていきます。	住民保健課
4	子育てサロンの開催	○就学前までの子どもを育てている保護者とその子どもを対象とし、同じような仲間と交流できる憩いの場である、子育てサロンを開催します。 ○子育てや離乳食などの講座を開催し、助産師などの専門職による育児相談などを行います。	住民保健課
5	親子サロンの開催	○就学前までの親子が気軽に集える場として、親子サロンを開催します。親同士が交流している間、母子保健推進員が子守りなどをサポートします。	住民保健課
6	乳幼児の訪問指導	○乳幼児の家庭を保健師が訪問し、養育、健康管理に必要な知識と適切な情報提供及びアドバイスを行うなど、一人ひとりの状況に応じた指導を心がけ、育児不安の軽減、産後うつなどの早期発見などに引き続き努めます。 ○専門の相談機関を紹介するなどの必要な支援についても継続して行います。	住民保健課

No.	取組名	取組概要	担当課
7	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	○概ね生後4か月までのすべての子どもとその家庭を助産師、保健師、母子保健推進員が訪問し、乳児の成長記録、育児指導、発達相談、情報提供などを行うことで、不安を少しでも減らし、孤立することなく安心して子育てができるよう引き続き支援していきます。	住民保健課
8	乳幼児健康診査・相談	○乳幼児の発育・栄養状態・運動機能・精神発達の状況を確認するとともに、育児支援の機会として、4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児相談、3歳6か月児健診及び5歳児相談を行います。 ○継続して受診を奨励していくとともに、成長発達フォロー、未受診者対策に努めます。	住民保健課
9	継続指導が必要な子どもへの支援	○乳幼児健診などで継続して指導が必要な子どもとその家庭には、保健師が引き続き適切な相談支援を行います。 ○言語面や発達過程で気になる幼児を対象に、臨床心理士による継続的な心理発達面の相談支援を行い、必要に応じて、保育園等の関係機関と連携して対応するなど、指導と相談支援の充実に努めます。	住民保健課

（2）食育の推進と望ましい生活習慣の定着

健康であることは、多くの町民の願いであり、幼少期において獲得した生活習慣は、その後長期間にわたってその人の人生に大きな影響を与えます。このため、子どもとその保護者に対し、心身の健康づくりについて正しい知識を啓発することで、子どもの健やかな成長を支援していきます。

■主な取組■

No.	取組名	取組概要	担当課
1	歯科保健の推進	○2歳6か月児相談において、歯科衛生士による個別ブラッシング・歯科相談、栄養士による栄養相談・指導、保健師による発育確認・健康相談・保健指導・身体計測などを実施します。 ○虫歯予防を推進するため、「ほけんだより」や健診の機会を通じて、歯の健康についての啓発を引き続き実施します。	住民保健課

No.	取組名	取組概要	担当課
2	食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や幼稚園・保育園での給食を通じて、食生活の大切さを啓発し、望ましい食習慣や栄養についての知識の普及を図ります。 ○家庭への理解を深める活動として、個別に作り方や相談に対するアドバイスをを行うなど食に関する情報提供に引き続き努めます。 ○白浜町すこやか推進協議会は、食生活を通じて健康意識を高め、健康なまちづくりにつなげることを目的に、地域で啓発活動や健康まつりなどの行事を通じて、親子への食育活動の展開を支援します。 	教育委員会 民生課 住民保健課
3	望ましい生活習慣についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児・児童・生徒を持つ親などを対象に、子どもの生活リズムの確立や食生活、運動習慣などについて、様々な媒体を活用して意識の啓発と知識の普及に努めるとともに、家庭や各関係機関と連携しつつ、取組の強化を図ります。 	住民保健課 教育委員会

(3) 地域における子育て支援サービスの充実

核家族化、雇用形態の多様化、ライフスタイルの変化等により、教育・保育サービスへ求められるニーズも多様化してきている現状を踏まえ、就学前の教育・保育の充実を図るとともに、多様な保育サービスの確保、保育サービスの量・質の両面における充実を図ります。

また、相談支援体制の充実を図るとともに、定期的な訪問事業と身近な地域での交流の場を提供し、各園における育児相談や交流活動への参加を促していきます。

■主な取組■

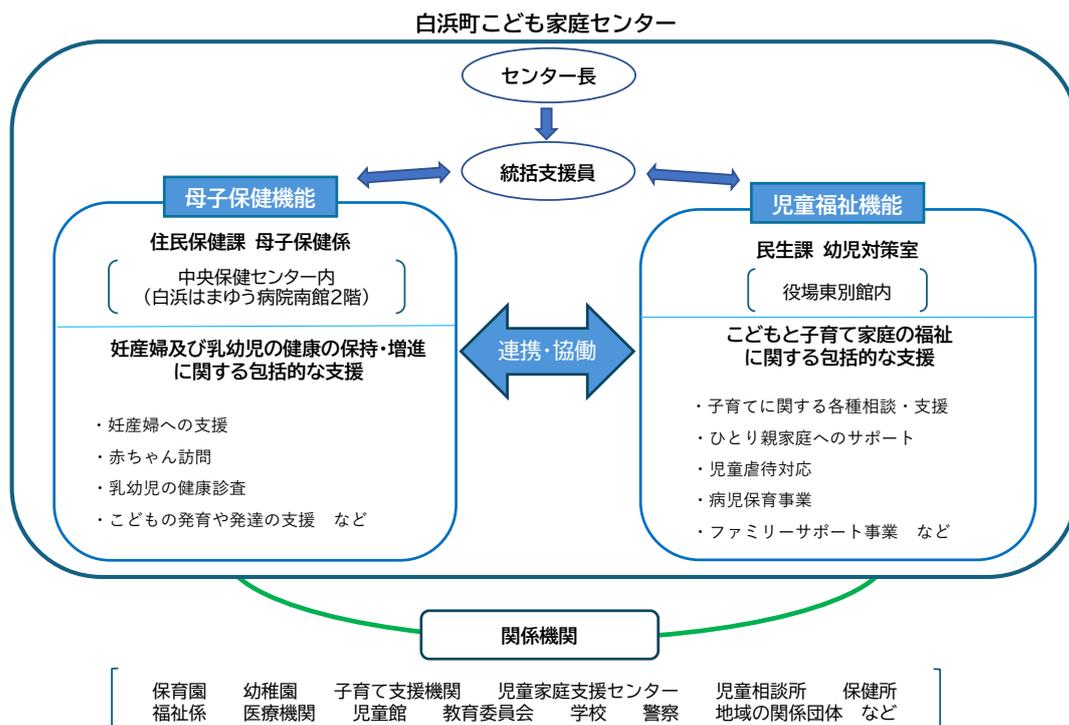
No.	取組名	取組概要	担当課
1	教育・保育サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園・保育園における幼児教育・保育サービスを提供します。 ○未就学児の遊び場としてひろばや園開放を引き続き実施し、地域に保育施設を開放して交流ができる場を提供します。 	民生課
2	教育・保育サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づく教育・保育を提供するとともに、自己評価を定期的に行い、教育・保育計画に活かしていきます。 ○幼稚園・保育園職員に対する研修を充実させ、資質の向上を図るとともに、幼稚園・保育園の運営面においても保護者との信頼感を高め、地域に開かれた教育・保育施設となるように努めます。 ○今後も児童数や保護者のニーズの動向をとらえながら、就学前児童の教育・保育の場の確保、質の向上を目指します。 	民生課

No.	取組名	取組概要	担当課
3	多様なニーズに応じた保育サービスの確保と提供	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者のニーズを把握しながら、継続的に時間外保育を提供します。 ○田辺市のクリニック「ビィ」が開設している「にじ色ひろば」を広域連携事業として活用し、病児・病後児保育事業を提供します。 ○保護者の病気等の理由により家庭において児童の保育が困難になった場合、保育園で一時的に保育する緊急一時保育を実施します。 ○家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設等でのショートステイが利用できる子育て短期支援事業を実施します。 ○ファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、その利用の拡大を図ります。また、サポート会員の増加に向けた取組を進めます。 ○放課後児童健全育成事業（学童保育）については、必要とする子どもたちにサービスが行き渡るよう、受入体制も含めた事業の提供体制の確保を図ります。 	民生課 教育委員会
4	広報・啓発活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや子育てに関する保健・医療・相談・保育サービスや各種制度・事業の情報についてインターネットや広報誌など多様な媒体を活用して効果的な情報提供に努めます。 ○「園だより」や「保健センターだより」については地域訪問時にも配布し、子育てに関する情報を広く知ってもらい、講演会や行事への参加を促進していきます。また、内容をさらに充実させ、子育ての疑問に役立つような、わかりやすく魅力ある紙面づくりを推進していきます。 	民生課 住民保健課
5	地域訪問と園開放の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○未就園児の家庭を月1回戸別訪問し、園の取組の紹介とひろばや園開放への参加を呼びかけます。 ○未就学児の遊びの場としてひろばや園開放を引き続き実施し、地域に保育施設を開放することで、親子の参加・交流を促進します。 	民生課
6	地域子育て支援センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもと保護者の交流の場となるような子育て講座を開催します。保護者の心理的な負担をフォローできるよう、子育て支援のネットワークづくりに努めます。 	民生課

No.	取組名	取組概要	担当課
7	相談支援体制の充実	<p>○不登校などの子育てに関する問題の円滑な解決を図るため、家庭、学校、関係機関などと連携しながら適切に対応するふれあいルームを運営し、特に個別ケース会議と相談・支援活動については、必要に応じて開催・実施していきます。</p> <p>○保育園における園開放や地域訪問で育児相談を実施し、必要と判断される場合には、保育士や保健師、栄養士、専門機関等と連携して対応します。</p> <p>○すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、保健師・助産師等専門職が出産・育児に関する相談や情報提供、保健指導等の相談支援を行い、必要に応じて関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供します。また、児童福祉と母子保健の一体的な運営を通して妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進、妊産婦やこどもとその家庭の福祉に関する包括的な支援を提供します。</p> <p>○言語面や発達過程で気になる幼児については、臨床心理士による継続的な心理発達面の相談支援を実施し、専門機関と連携して、子育て支援に努めます。</p>	教育委員会 民生課 住民保健課

■ こども家庭センターについて ■

令和6年4月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、本町においても令和6年4月1日より「白浜町こども家庭センター」として、母子保健と児童福祉の連携協働体制の強化を図っています。こども家庭センターでは、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や、虐待への予防的に対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など、相談支援体制の充実を図ります。



基本目標2 子どもがのびのびと健やかに成長できる環境づくり

(1) 教育環境の充実

自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」を育て、創意工夫を活かした教育活動を展開するとともに、個性を活かした、可能性を高める教育のより一層の充実を図ります。また、子どもたちの就学、進学へのスムーズな移行が図れるよう、保育園、幼稚園、小・中学校の連携強化に努めます。

■主な取組■

No.	取組名	取組概要	担当課
1	地域に開かれた学校づくりと学校運営の確立	○各学校の活動実態や特性に応じた地域との連携のあり方について、検討・協議し、地域とのつながりの強化を図ります。	教育委員会
2	確かな学力の充実	○研究指定校における研究成果を町全体の小中学校に広め、町全体の確かな学力の充実につなげます。	教育委員会
3	人権教育の推進	○町内小学校において、保護者を対象にした命の大切さや女性・子ども・高齢者・障がいのある方などの人権に関わる問題についての学習会や人権学習の場を提供します。	教育委員会
4	ふるさと教育の充実	○郷土の偉人である小山肆成の顕彰をはじめ、地域の文化・文化財を活用したふるさと教育を引き続き実施します。	教育委員会
5	道徳教育の推進	○道徳の時間や学校生活を通じて、他者との関係性や社会倫理について学ぶことで、豊かな心情や思いやりの心を身につけられるよう努めます。	教育委員会
6	環境教育・情報教育の推進	○地域の環境美化やリサイクル活動、省エネルギー対策など、身近な環境を大切にする取組を引き続き進めます。 ○コンピュータに慣れ親しむ機会を確保し、インターネットを利用する上で必要なモラルとリテラシーの向上に努めます。	教育委員会
7	幼児教育の充実	○遊びを中心とした楽しい集団活動の中で豊かな体験ができ、幼児期にふさわしい道徳性が芽生えるように、幼稚園教育要領の理解を深め、保育園、幼稚園、小学校・中学校などの関係団体との連携のもと、幼児教育を推進します。	教育委員会 民生課
8	保育園、幼稚園、小・中学校の連携	○就学、進学へのスムーズな移行が図れるよう、相互の交流を深め必要な情報連携の強化に努めます。	教育委員会 民生課

(2) 家庭教育の充実

子育てにおける根幹を担う家庭における子育て力の向上のため、学校やPTA、地域等との連携を深め、子どもたちとの接点を増やすことで、地域とのつながりの強化を図るとともに、子どもや子育て家庭についての地域の認識を深めていけるように、生涯学習や地域活動での継続的な啓発に努めます。

■主な取組■

No.	取組名	取組概要	担当課
1	家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○日置川地域において、家庭と地域の関係などについて学習する家庭学級を、毎年テーマを変えて2学級（日置・市鹿野）開催します。 ○子育て支援センターにおいて、親の仲間づくりや子ども同士の交流を通じ、乳幼児教育の充実に努めます。 	教育委員会 民生課
2	地域の子育て支援を高めるための青少年教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年の現状の理解を深めるため、家庭、学校、地域、青少年センター、教育相談員、関係団体などのさらなる連携強化に努めます。 	教育委員会

(3) 子どもの居場所づくりと体験・交流活動の推進

放課後等の子どもたちが安全で安心して過ごせるよう、学校、地域、保護者の協力を得ながら、関係課で連携して放課後児童対策を推進します。

また、子どもたちに多様な体験の機会を拡充するため、地域の理解と参加を得ながら共に活動する機会を増やし、交流や伝承活動のさらなる展開を図ります。

■主な取組■

No.	取組名	取組概要	担当課
1	児童館を中心にした活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの日行事」、「わあいわあい子どもまつり」をはじめとした児童館行事を継続して実施します。 ○親子クラブとの連携強化を図り、子どもの自主活動を重視しつつ、安全・安心な子どもの居場所づくりと地域の活動拠点の確保に努めます。 	教育委員会
2	子ども体験教室の開設	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ教室は年々、参加者の増加がみられることから、事業の継続と内容の充実を図ります。 ○工作教室は工作メニューの充実を図り、楽しみながら学べる活動となるよう取り組みます。 	教育委員会

No.	取組名	取組概要	担当課
3	世代間交流の推進	<p>○「わあいわあい子どもまつり」、野外活動などの事業において、地元のボランティアや中高生サポーターの協力を得ることで、世代間交流を図ります。</p> <p>○中高生サポーター志望者が減少傾向にあるため、中学校等の関係機関との連携により、一人でも多くのサポーターの育成に努めます。</p>	教育委員会
4	多様な体験機会の提供	<p>○小学校高学年を対象に自然探索、リーダー研修会を開催し、他校児童との交流の場を提供します。事業内容を随時見直し、内容が固定化することのないよう努めます。</p>	教育委員会
5	スポーツ・文化活動の推進	<p>○スポーツを通じて青少年の健全な心身の発達を図るため、少年少女スポーツクラブの育成支援を引き続き進めます。参加者数の増加に向けた体験会の実施などについても検討していきます。</p>	教育委員会
6	共育コミュニティ活動の推進	<p>○「共育コミュニティ推進事業補助金」を交付します。各学校の地域連携担当教員をコーディネーターとして、学校と地域が連携し、地域の特色を活かした取組を行います。また、ボランティア登録者の増加に向けて取り組みます。</p>	教育委員会
7	子どもの悩みに関する相談への対応	<p>○不登校などの子育てに関する問題の円滑な解決を図るため、家庭、学校、関係機関などと連携しながら適切に対応するふれあいルームの運営に努めます。</p>	教育委員会

(4) 思春期保健対策の推進

情報通信技術の発達や国際化の進展、少子化などの影響など、時代の変化に対応しながら、子どもが自ら心身の健康と権利を守ることができるよう、思春期における保健教育等を充実させていきます。

■主な取組■

No.	取組名	取組概要	担当課
1	たばこ・アルコール・薬物に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の保健体育の授業を中心に、道徳の時間や特別活動を通じて継続的な乱用防止対策に努めます。 ○家庭教育や地域の協力、関係機関との連携を得ながら、飲酒・喫煙防止教室などを通じて啓発を推進します。 	教育委員会
2	思春期の心のケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○県と連携して、思春期の心の悩みをケアする専門家の適切な配置や専門機関に関する情報収集、紹介など、引き続き相談体制の充実に努めます。 	教育委員会
3	命の大切さの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の心身のことを知る、命の大切さを知る機会として、乳幼児とふれあう機会や啓発活動の機会づくりを継続的に進めます。 	教育委員会
4	学校保健における健康・安全教育の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○薬物や喫煙による身体への影響についての指導、発達段階に応じた性教育指導計画に基づく指導に引き続き取り組みます。 ○児童生徒が望ましい食生活を身につけられるように、保護者に呼びかけながら、食に関する指導のさらなる充実を図ります。 	教育委員会

基本目標3 配慮が必要な子どもとその家庭へのきめ細やかな取組の推進

(1) 子どもへの虐待防止の推進

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。このため、要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止ネットワークを強化し、関係機関の連携のもと、児童虐待に関する情報の共有と、早期発見、早期対応に努めます。

また、子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、訪問による援助・育児指導の適切な実施を推進します。

■主な取組■

No.	取組名	取組概要	担当課
1	子どもへの虐待行為の防止に対する啓発と防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報や児童虐待防止推進月間でのイベント活動等を通じて、子どもの虐待に関する正しい理解や対応について、周知を図ります。 ○子どもに対しては、SOS の出し方や相談窓口などについて、パンフレット等を用いて周知します。 	民生課 教育委員会
2	虐待に関する相談窓口の確立と関係機関とのネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校などから虐待等に関する連絡が入ったときには、速やかに関係機関と連絡をとり対応するよう今後も継続して取組を進めます。 ○地域との協力・連携体制をさらに強化し、身近な生活の場における見守り体制の充実に努めます。 ○「こども家庭センター」を中心とした関係機関との連携・強化、サポート体制づくりを行っていきます。 	民生課 教育委員会 住民保健課
3	養育支援家庭訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ○気がかりな家庭に対する訪問及び支援を続け、園開放への参加を呼びかけるとともに、子どもと親の状況を把握し、「孤立」や「子どもの虐待」の防止に努めます。 ○頼れる人が近くにいないケースに対しては、産後うつや育児ストレスを抱えてしまうリスクが高いため、出生時に周囲の子育て支援体制について把握するとともに、定期訪問や親子サロンの紹介などを通じ、孤立することがないように努めます。 	民生課 住民保健課

(2) 障がいのある子どもの自立支援

障がいや発達の遅れ等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、障がいのある子どもの受入体制・支援体制の強化を図るとともに、障害福祉サービスや療育を受ける機会の拡充を図ります。

■主な取組■

No.	取組名	取組概要	担当課
1	特別な支援が必要な子どもの保育の実施	○関係機関及び家庭との連携を深めながら、保育士等の配置など保育環境を確保して、引き続き支援児保育を実施します。	民生課
2	特別支援教育の推進	○幼稚園・保育園では各支援学校の教師や専門機関から指導を受けながら、公開保育などを定期的実施しています。関係機関とのネットワークづくりを強化し、支援(障害)児担当保育士への研修の充実に努めます。	民生課 教育委員会
3	療育体制の確保と障害福祉サービスの利用促進	○障害福祉サービスについて情報提供を行うとともに、学校などと連携を図りながら、専門員による発達に関する相談を通じて専門機関などへつなげます。	民生課
4	医療費助成などの推進	○障がいのある方の生活の安定と健やかな成長を支援するため、医療費助成制度が適切に利用されるよう、制度の周知に努めます。	民生課
5	発達において支援が必要な児童に関する啓発	○発達に支援が必要な児童について、正しい知識と理解を深められるように、啓発活動を継続実施し、今後も、担当者、関係課、関係機関とのネットワークづくりに向けた具体的方策について事業を実施します。	民生課 住民保健課 教育委員会

(3) ひとり親家庭の自立支援

本町の離婚件数は減少傾向で推移しており、ひとり親世帯数も減少がみられますが、一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は全国平均より高い水準で推移している状況です。全国的に、ひとり親家庭は就業や収入に関する問題を抱える傾向にあり、そうした家庭の子どもの将来の選択肢は自ずと限定されてしまうことが多くなっています。

家庭の経済状況等によって、子どもや若者の将来の夢が絶たれたり進路の選択肢が狭まったりすることなく、支援を必要とする子どもとその保護者が、必要な支援を受けられるよう、ひとり親家庭に対して、家庭の状況にあった既存のサービスや各種情報を提供しながら、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を総合的に推進します。

■主な取組■

No.	取組名	取組概要	担当課
1	生活支援策に関する周知と適切な利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の生活の安定と自立支援のため、ひとり親家庭医療費助成制度など各種助成制度が適切に利用されるよう、制度の周知に努めます。 ○児童扶養手当については、国・県の動向に応じて適切に対処します。 	住民保健課
2	自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の自立に向け、引き続き職業研修などの情報提供に努めます。 ○民生児童委員をはじめ、地域や学校・行政が協力しながら、日常的な見守り活動を通じて、ひとり親家庭の実情やニーズを把握し、相談体制の充実を図ります。 	民生課

基本目標4 子どもを安心して育てることができる地域づくり

(1) 地域の安全活動の推進

安心して暮らせる環境の創出は、まちづくりの基本であり、年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての町民の日常の基本となるものです。交通安全に対する取組の実施や犯罪・非行の防止を図ることで、子どもの安全を守るとともに、保護者が安心して子育てをできる環境づくりに努めます。

■主な取組■

No.	取組名	取組概要	担当課
1	交通安全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちが交通安全の知識を正しく持てるよう、各関係機関と連携した取組を実施します。 ○保護者の交通安全に関する意識向上を目的とした啓発活動を実施します。 	地域防災課 民生課 教育委員会
2	地域の見守り活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを犯罪などの被害から守るため、小学校の新入生に対して防犯ブザーを配布し、地域においてPTAなどの学校関係者や地域団体が連携して見守り活動を展開するとともに、不審者情報や危険な場所などの地域安全情報の提供等、情報の共有化の充実に努めます。 ○不審者情報等を配信する安全安心メールの利用促進を図るため、周知を図ります。 ○子どもの緊急避難場所となる「きしゅうくんの家」は警察署など関係機関と連携して、指定箇所の確認や情報提供に引き続き努めます。 	教育委員会 地域防災課
3	不慮の事故防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診などの場で啓発を行うとともに、関係機関と連携した事故防止及び適切な応急処置などに関する教育・情報提供に努めます。 	住民保健課 民生課
4	学校生活における安全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○校内の安全点検を強化するとともに、交通安全教室、防犯教室、防災訓練などを計画的に実施します。 ○児童生徒の登下校などの安全対策については、関係機関・団体などと連携強化を図ります。 ○学校危機管理マニュアルに基づき迅速で組織的な対応に努めるとともに、毎年見直しにより改善を図ります。 	教育委員会
5	青少年健全育成のための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話やインターネットによるいじめや犯罪被害に遭わないよう、また、ネット依存症に陥らないように、情報モラル教育の取組を推進します。 	教育委員会

(2) 快適な生活環境の整備

子育てしやすい環境の創出には、教育・保育サービスなどをはじめとしたソフト面の充実だけでなく、ハード面における整備も重要です。子どもや子連れの保護者が外出しやすい施設や設備の整備・改修を行います。

また、本町は日本でも有数の観光地でもあることから、子どもが気兼ねなく遊ぶことのできる場所の確保を引き続き進めていきます。

■主な取組■

No.	取組名	取組概要	担当課
1	子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや妊産婦、子ども連れの保護者が安心して外出でき、活動できるまちづくりを進めます。 ○子どもや乳幼児連れの人が利用する公共施設などにおいては、段差の解消、手すりの設置などの整備を図るとともに、親子で利用できるトイレや授乳室の設置など、ユニバーサルデザインの視点ですべての人に利用しやすい施設となるよう、改修時などにあわせて計画的な改修・整備を促進します。 	民生課 教育委員会
2	安全な道路交通環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○整備が必要な箇所については青少年育成町民会議から町へ要望を行っており、安全かつ快適に歩行や移動ができるよう、今後も継続して取り組みます。 	民生課 教育委員会 建設課
3	既存施設の有効利用による遊び場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の開放や公民館や集会所の有効活用等により、雨の日にも遊べる屋内の子どもの居場所の確保に努めるとともに、他の既存施設の有効活用についても利用時間のあり方を含め、引き続き検討します。 	教育委員会

(3) 親子の育ちを支える環境整備

子育て中の保護者に対して、経済的負担を軽減するのみならず、ワーク・ライフ・バランスの向上を図り、子育てしやすいまちづくりを進めます。

また、子育て中の保護者や子どもが地域から孤立することがないように、多世代が参加できる活動の場を提供していきます。

■主な取組■

No.	取組名	取組概要	担当課
1	子育ての経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も県内市町村の動向、町の財政状況を勘案しながら、子育て世帯の経済的負担の軽減等、助成制度を適切に行います。 ○児童手当については、子育ての経済的負担を軽減し、子育てを支える取組として、国の動向を踏まえながら、継続的に実施します。 ○令和元年10月からの幼児教育・保育無償化のほか、国制度の無償化の対象とならない第2子以降に係る保育料・副食費については、引き続き県制度「紀州っ子いっぱいサポート」で無償化の対象とします。 ○子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子育てを支える取組として、子ども医療費助成制度を継続的に実施します。 ○妊婦支援給付金の支給については、今後も伴走型相談支援と一体的に実施していきます。 ○子どもを産み育てたいと切望しながらも、不妊に悩む夫婦に対して、不妊治療に要する費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、不妊治療を受けやすい環境づくりに努めます。 ○安心して妊娠及び出産ができるよう、分娩取扱施設まで長距離の移動を要する妊産婦の心身的・経済的負担を軽減するため、妊婦健診等に係る交通費や宿泊費の一部を助成します。 	民生課 住民保健課
2	仕事と家庭生活、子育ての調和の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○就労環境と条件の充実のため、また、調和のとれた家庭生活を送ることができるよう、町民、事業所などに対し、関係法令及び各種制度の普及啓発を引き続き行います。 	民生課

No.	取組名	取組概要	担当課
3	地域による子育て支援活動への促進	<ul style="list-style-type: none"> ○おもちゃボランティアの協力による手作りおもちゃの製作活動を進め、地域の子どもたちにおもちゃの貸し出しを行い、ボランティアの活躍の場や人員を広げていけるよう取り組みます。 ○教育ボランティア、老人クラブの協力を得ながら、子どもたちが地域の方々とふれあう機会の確保に引き続き努めます。 	民生課
4	地域ぐるみの子どもを育てる活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○町内4中学校2学年対象の職場体験学習については、生徒のニーズに合わせた事業所の協力を募ります。 ○自然体験事業については、事業の推進を図るとともに、従来の事業自体の見直しも検討します。 ○保育園での教育ボランティアやおもちゃボランティアに登録している方々の減少もあり、幅広い年代の方々に協力いただけるよう周知に努めます。 ○学校と地域が連携して取り組んでいる地域の特色を活かした教育に対して補助金を交付するなど、共育コミュニティ活動を推進します。 	民生課 教育委員会

第4章 子ども・子育て支援制度に基づく事業の展開

子ども・子育て関連3法の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から新たな「子ども・子育て支援制度」へ移行しました。

この制度は、子どもの最善の利益を第一に、子どもを生き育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、町は、子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育提供区域」を設定することが義務づけられています。

この「教育・保育提供区域」は、計画に基づいて実施される教育・保育サービスを、需給のバランスをみながら提供するために設定するものです。

第2期計画では、地理的条件や人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育の利用状況及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に考慮して、町全体を1区域と設定しています。

現在も待機児童が発生していないほか、子育て環境に大きな影響が生じる開発等が行われていないことから、本計画においてもこの区域の考え方を継承するものとします。

第2節 量の見込みと確保方策

1. 量の見込みと確保方策について

「子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて、ニーズ量を見込み、その提供体制確保の内容及び実施時期等を定めていく必要があります。

教育・保育とは、就学前児童を対象に提供される施設・事業で、本町においては幼稚園・保育園等で、幼児期の教育・保育を提供しています。

地域子ども・子育て支援事業とは、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組として子育て中の親子の交流促進や育児相談などを行う事業をいいます。

量の見込みの算出にあたっては、将来推計児童数とニーズ調査の結果を用い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」等に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計し、具体的な目標設定を行っています。

しかし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであり、町の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて教育・保育施設の配置状況、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用実績等を勘案して決めました。

また、今後の施設整備等を考慮の上、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策（確保量、提供体制の確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な提供体制の整備に努めます。

※「量の見込み」…現在の利用状況及びニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みをいいます。

※「確保方策」…「量の見込み」に対応する施設及び事業の拡充等を目指して整備する、各年度における確保量、提供体制の確保の内容及びその時期をいいます。

2. 将来推計児童数

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたって、計画期間における児童数を以下のように見込みます。この値は、直近5年間の人口を基に、コーホート変化率法を用いて推計したものです。

■計画期間における将来推計児童数■

年齢	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	人	72	72	70	70	70
1歳	人	64	72	72	70	70
2歳	人	85	63	71	71	69
3～5歳	人	280	279	247	218	204
6～8歳	人	354	318	294	283	282
9～11歳	人	391	386	363	349	313
計	人	1,246	1,190	1,117	1,061	1,008

資料：住民基本台帳（令和2年～令和6年の4月1日時点）を基にコーホート変化率法を用いて推計

3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育に関する保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について

特定教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）や地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、教育・保育給付認定を行います。

教育・保育給付認定は、子どもの年齢や、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情等に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があり、2号認定及び3号認定は、保護者の就労時間等により、保育施設等の利用時間について「保育標準時間（最長11時間までの利用）」と「保育短時間（最長8時間までの利用）」の2種類に区分されます。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

■子どものための教育・保育給付の認定区分と提供施設等■

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設	利用時間
1号認定	満3歳～就学前	なし	・教育・保育施設 （認定こども園及び幼稚園）	・教育標準時間
2号認定	満3歳～就学前	あり	・教育・保育施設 （認定こども園及び保育所）	・保育標準時間 ・保育短時間
3号認定	満3歳未満	あり	・教育・保育施設 （認定こども園及び保育所） ・地域型保育事業	・保育標準時間 ・保育短時間

(2) 量の見込み

教育・保育の量の見込みについては、現在の特定教育・保育施設の整備状況、利用状況をベースとし、アンケート調査結果による保護者の利用希望等も加味して以下のとおり見込みます。

■ 幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数） ■

認定区分	対象年齢	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	人	20	20	17	15	14
2号認定	3～5歳	人	242	242	214	189	177
3号認定	0～2歳	人	93	83	88	88	86
	0歳	人	9	9	9	9	9
	1歳	人	32	35	35	35	35
	2歳	人	52	39	44	44	42

(3) 確保方策

本町では、特定教育・保育施設7か所（保育所6園、幼稚園1園）で対応しており、令和7年度からの5年間の見込み量に対して、提供量を確保できる見通しであるため、現状の体制の維持を図り、保護者の就労状況や子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育サービスの提供に努めます。

■ 幼児期の教育・保育の確保方策と保育利用率 ■

認定区分	対象年齢	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	人	35	30	30	30	30
2号認定	3～5歳	人	274	274	267	267	261
3号認定	0～2歳	人	116	116	113	113	109
	0歳	人	9	9	9	9	9
	1歳	人	49	49	48	48	44
	2歳	人	58	58	56	56	56
	保育利用率※	%	52.5	56.0	53.1	53.6	52.2

※ 保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定を確保する利用定員数の割合

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦若しくはその配偶者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

本町では、母子健康包括支援センターで母子保健型を実施してきました。令和6年度に「こども家庭センター」を設置しており、これまでの母子保健分野と児童福祉分野の相談支援機能の連携を強化することで、切れ目のない支援をより確実に行っていきます。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
	確保方策	か所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関*	量の見込み	か所	3	3	3	3	3
	確保方策	か所	3	3	3	3	3
特定型	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
	確保方策	か所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1

※基本型の財政支援を受けていない地域子育て相談機関

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

保護者の働き方の多様化に対応できるよう、町内全園（6か所）で延長保育事業を実施しており、引き続き利用ニーズに対応していくため、提供体制の維持に努めます。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実利用者数)		人/年	38	37	35	33	31
確保方策	確保量	人/年	40	40	40	40	40
	実施施設数	か所	6	6	6	6	6

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や公民館などの公共施設及び民間施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（本町では「学童保育」といいます。）です。

放課後児童健全育成事業については、事業実施以降、利用者数が増加傾向にあり、これに対応するため、平成 29 年度以降、施設整備を進め、5 か所すべての学童保育所で高学年までの受入体制を整備して受入れを行うなど、定員の拡大を図ってきました。

今後も学年を問わず、本事業の利用を希望するすべての児童が利用できるよう、弾力的な運営と指導員の確保等を進めていきます。

また、更なる事業の充実を図るため、指導員に対する講師を招いての研修会等の開催、県や外部団体が主催する研修会への参加など、質の向上に取り組みます。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み (実利用者数)	人/年	310	293	282	279	270	
小学1年生	人/年	66	53	60	64	56	
小学2年生	人/年	68	66	54	61	67	
小学3年生	人/年	65	64	61	48	53	
低学年計	人/年	199	183	175	173	176	
小学4年生	人/年	49	50	50	49	39	
小学5年生	人/年	41	37	37	37	36	
小学6年生	人/年	21	23	20	20	19	
高学年計	人/年	111	110	107	106	94	
確保方策	確保量	人/年	315	315	315	315	315
	実施施設数	か所	5	5	5	5	5

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設などに預け、必要な養育を行う事業です。
 ※短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業の2種類があります。

子育て短期支援事業については、民生課が窓口となり、希望があれば契約施設等と連携して受入れを行っています。引き続き、緊急時の対応などに利用できることを周知し、必要に応じて適切な対応を図ります。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)		人日/年	39	38	36	34	32
確保 方 策	ショートステイ						
	確保量	人日/年	37	37	37	37	37
	実施施設等数	か所	7	7	7	7	7
	トワイライトステイ						
	確保量	人日/年	3	3	3	3	3
	実施施設等数	か所	2	2	2	2	2

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

「にこにこひろば」「タンタンのひろば」「ようのみひろば」の3か所のほか、令和5年度から堅田第二保育園内でも「子育て支援センターGENKI」を実施しています。核家族化、地域とのつながりの希薄化により子育てが孤立化して子育ての不安感、負担感が増す中、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供しています。引き続き就園前の親子に子育てに関する情報提供を行い、利用促進につなげます。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)		人日/年	2,036	1,907	1,963	1,944	1,926
確保方策 (設置施設数)		か所	4	4	4	4	4

(6) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園型

幼稚園型については、田辺市、上富田町の幼稚園の広域利用でサービスを提供しており、引き続き利用者が利用したいときに、いつでも利用できるような環境を保っていきます。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日/年	1,438	1,433	1,269	1,120	1,048
確保方策 (確保量)	人日/年	1,500	1,500	1,400	1,400	1,300

② 幼稚園型以外

令和5年度から堅田第二保育園で、一般型による事業を開始しており、現状の提供体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいますが、子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用等）での利用が可能となるなど、事業内容の拡充が図られることから、引き続き、保護者のニーズに対応した提供体制を整備し、適切な事業実施に努めます。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み (延べ利用者数)	人日/年	30	29	27	25	24	
確保方策	一般型						
	確保量	人日/年	30	30	30	30	30
	実施施設数	か所	1	1	1	1	1

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病気中や病後の子どもを病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

病児・病後児保育の要望は一定数あり、町内においても実施に向けた検討をしてきましたが、施設的な問題や看護師等人員の面で厳しいのが実情です。引き続き、広域的な提供体制の確保やファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業）で利用ニーズに対応していきます。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)		人日/年	132	128	121	113	109
確保方策	病児・病後児対応型*						
	確保量	人日/年	125	120	120	110	110
	実施施設数	か所	1	1	1	1	1
	ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業）						
	確保量	人日/年	10	10	10	10	10

※田辺市が実施していた事業が令和2年度から広域連携事業となり本町も参加しています（田辺市のクリニック「ピィ」が開設している「にじ色ひろば」を利用できます。）。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などの児童を有す子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

引き続き田辺市が実施する広域事業に参加し、サービス提供体制の確保を図ります。

ファミリー会員は増加傾向にあり、サポート会員数をより増やしていく必要があることから、NPO 法人主催で、サポート会員養成のための「子育て支援セミナー」を開催し、サポート会員増に努めていきます。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)		人日/年	254	242	228	216	205
確保方策 (確保量)		人日/年	260	250	240	240	230

(注) 病児・緊急対応強化事業を除く。

(9) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査事業）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状の提供体制を維持することで、ニーズに対応できる見込みです。引き続き、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県助産師会との連携を図りながら、事業実施に努めます。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	対象者数	人/年	94	94	92	92	92
	健診回数	延回/年	1,318	1,318	1,281	1,281	1,281
確保方策		実施体制：和歌山県内の医療機関及び助産院 検査項目：基本的な妊婦一般健康診査ほか 実施時期：妊娠8週から39週					

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

現状の提供体制を維持することで、ニーズに対応できる見込みです。引き続き、概ね生後4か月までの子どもとその家庭を助産師、保健師、母子保健推進員が訪問し、乳児の成長記録、育児指導、発達相談、情報提供などを実施します。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み (対象者数)		人/年	72	72	70	70	70
確保方策 (確保量)		人/年	72	72	70	70	70

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状の提供体制を維持することで、ニーズに対応できる見込みです。今後も医療機関から産後気になる産婦・乳児について連絡票による支援の依頼があった方に対して保健師や助産師による家庭訪問を実施します。

また、保護者の不安の軽減ができるよう専門的な立場からの助言を行うとともに、育児の孤立化が防げるよう、定期的な家庭訪問や参加可能な事業（産後ケア事業、各種サロン等）の紹介を行っていきます。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (対象者数)	人/年	21	21	20	20	20
確保方策 (確保量)	人/年	21	21	20	20	20

(12) 子育て世帯訪問支援事業

出産後間もない産婦のいる世帯や幼いきょうだい等の世話をするヤングケアラーのいる世帯等に対し、訪問支援員がご自宅を訪問し、日常的に行う必要がある家事の支援を行う事業です。

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭などに対する、家事・育児等の支援実施体制の整備については今後、事業の社会福祉法人等への民間委託を含めて実施について検討します。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日/年	462	437	418	399	380
確保方策 (確保量)	人日/年	—	450	450	450	450

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

現在白浜町児童見守り強化事業で行っている民間団体等の居場所づくり、食材提供、学習支援などの支援活動を通じ、事業実施について検討し、実施体制の整備に努めます。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (対象者数)	人/年	19	17	17	16	15
確保方策 (確保量)	人/年	—	—	20	20	20

(14) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

健全な親子関係の形成を図るため、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニング等の支援を検討します。実施体制が整うまでは、親子サロン及び子育てサロン等において、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学べる内容を盛り込み、子どもとの関わり方や子育てに対する悩みや不安の軽減に努めます。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (対象者数)	人/年	18	17	17	16	15
確保方策 (確保量)	人/年	—	17	17	16	15

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）を実施し、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、継続的に支援します。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (面談実施回数)	延回/年	282	282	276	276	276
妊娠届出人数	人/年	94	94	92	92	92
1組当たり面談回数	回	3	3	3	3	3
確保方策 (確保量)	延回/年	282	282	276	276	276
こども家庭センター	延回/年	282	282	276	276	276
上記以外	延回/年	0	0	0	0	0

(16) 産後ケア事業

産後1年以内の産婦や乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行う事業です。
産後うつや育児不安の防止を目的としており、家族や周囲から十分な支援を受けられず、心身の不調や育児不安のある方などを対象としています。

本町では、助産師が居宅訪問、通所又は短期入所により母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導等を行っています。引き続き、医療機関、助産所と連携を図りながら、事業の実施に努めます。

■第3期計画期間における事業量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	人日/年	84	84	82	82	82
確保方策 (確保量)	人日/年	84	84	82	82	82

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町には、新制度に移行していない幼稚園はありませんが、町外の未移行の幼稚園を利用する方に対し、制度上保護者が負担することになっている給食の副食費を国、県、町で負担し、保護者の経済的負担の軽減に努めています。今後も適切な事業の実施に努めます。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な民間事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

本町では、現在該当する事業は実施していませんが、今後特定教育・保育施設等の設置または運営促進が必要と認められた場合、その実施時期や手法等について検討を進めます。

5. こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方策

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、令和8年度から乳児等のための支援給付、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）が実施されます。

この制度は、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる事業です。

本町では、令和8年度からの当該制度の本格実施を見据え、対応施設や円滑な運営体制の整備等に努めます。

■こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方策■

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日		3	3	6	6
0歳※	人日		1	1	2	2
1歳	人日		1	1	2	2
2歳	人日		1	1	2	2
確保量	人日		3	3	6	6
0歳	人日		1	1	2	2
1歳	人日		1	1	2	2
2歳	人日		1	1	2	2

※ 6か月以上～1歳未満が対象

第3節 教育・保育の一体的な提供の推進

1. 認定こども園の普及に関する検討

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、3歳から5歳までの子どもについては、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に受け入れることができる施設として設けられています。

本町では、これまで小学校就学前の施設として幼稚園・保育所で対応しており、引き続き既存施設の充実を図ることとしますが、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえつつ、認定こども園の設置について検討するなど、多様化する教育・保育ニーズへの対応を図っていきます。

2. 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組推進

就学前の子どもが小学校に進学する際、円滑に小学校生活に適應することができるよう、就学前の子どもが日頃から小学生と交流する機会を提供します。

また、発達障がい等の疑いがある子どもなど、特に支援を必要とする子どもの情報共有を行うほか、保育士・幼稚園教諭と小学校教諭が相互に教育・保育の理解を深め、より良い教育を提供できるよう、職員同士による研修・交流機会の充実を図ります。

第4節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付とは、認可外保育施設や預かり保育などのサービスを利用する子どもを対象とした給付です。令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の対象となり、給付を受けるには「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。施設等利用給付認定を受けた後、町等による確認を受けた施設・事業を利用すると、利用料等が給付の対象となります（給付の額は施設・事業によって異なります。）。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続きの利便性、事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設²の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について円滑に制度を推進するため、必要に応じて県との連携を図ります。

² 特定子ども・子育て支援施設等：新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、幼稚園等で実施する預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等のうち、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の対象施設として、市町村が確認を行った施設・事業を指す。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1. 推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部署間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、「白浜町児童福祉審議会」による助言等も考慮しながら、適切なサービスの提供等にも努めます。

2. 国及び和歌山県、近隣市町との連携

子育て支援の取組には、町が単独で実施するもののみならず、制度や法律に基づく事業が含まれています。町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国や県、近隣市町との連携を深めていきます。

3. 計画推進における役割分担

計画を推進するためには、子どもや子育て中の家庭だけでなく、近隣住民、地域、職場、関係機関、団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けてそれぞれが積極的に取り組んでいく必要があります。また、社会の変化等に柔軟に対応しつつ、適切な支援につながるよう、努めていく必要があります。

(1) 町の役割

教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯などの様々な施策分野にわたります。このため、本計画の推進にあたっては、庁内関係各課が集まり、推進に向けた庁内推進体制の整備・強化を図ります。また、関係機関等との連携を強化し、子ども及び子育て家庭を地域でサポートする環境の構築と充実を図り、基本理念の実現を目指します。

(2) 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位です。子育てにおいては、家庭は子どもの人格形成における基礎的な場であると同時に、子どもにとっては安らぎのある楽しい居場所でもあります。

また、女性の就業率が高まる中で、子育てや家事などの家庭生活における役割分担も変化しています。夫婦と子どもを含めた家族みんなで役割を分担し、心身ともに健やかに生活できるよう、助け合いながら育ち合う関係性の構築に努める必要があります。

(3) 地域の役割

かつては、親以外にも多くの大人が子どもに接するなど、子育てを見守り、支える社会環境がありました。核家族化や地域とのつながりの希薄化、プライバシー意識の向上などの社会情勢の変化により、地域の子育てへの関与は少なくなっています。

しかしながら、子どもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものです。地域住民や各種団体が連携・協力しながら包括的に地域の子どもを育てていかななくてはなりません。子育て家庭が孤立することのないよう、地域による子育て家庭の支援が重要です。

(4) 事業者の役割

人口減少が進む中で、女性の活躍がこれまで以上に求められていますが、女性の社会進出を阻む要因の一つとして、出産・育児と仕事の両立があります。職場における子育ての社会的意義の理解や育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や多様な働き方の許容、ワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取組を進めていく必要があります。

第2節 計画の進行管理

1. 点検・評価、見直し等

本計画の進捗管理及び実施状況の点検・評価については、民生課が中心となって、関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価、再調整などを行うことによって実施しています。

今後も「白浜町児童福祉審議会」による助言等を考慮しながら施策・事業の実施状況やその評価、改善に向けた検討を行い、より子育てしやすいまちづくりに向けた取組を行います。

2. 計画の周知

子ども・子育て家庭への支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や各取組について、「広報白浜」や町のホームページ等を通じて広く町民に周知します。

資料編

1. 白浜町児童福祉審議会条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 92 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、白浜町児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員の定数)

第 2 条 審議会の委員の定数は、15 人以内とする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

2. 白浜町児童福祉審議会運営規則

平成 18 年 12 月 22 日

規則第 142 号

白浜町児童福祉審議会規則（平成 18 年白浜町規則第 45 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、白浜町児童福祉審議会条例（平成 18 年白浜町条例第 92 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、白浜町児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項を調査審議する。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 児童の福祉に関する事業に従事する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、民生課において処理する。

（委任）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会において定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3. 白浜町児童福祉審議会委員名簿

敬称略、順不同

	委員氏名	役職・所属等
副会長	榎本 和夫	白浜町民生委員児童委員協議会
委員	下浦 和子	白浜町民生委員児童委員協議会
委員	山本 亜矢子	白浜町民生委員児童委員協議会
委員	田中 健介	白浜町立保育園保護者会 (白浜地域)
委員	尾崎 公美	白浜町立保育園保護者会 (日置地域)
委員	古田 彩	社会福祉法人堅田保育園 保護者代表
委員	溝口 舞	白浜町立幼稚園保護者会 (富田地域)
委員	竹中 祥代	白浜町P T A連絡協議会
委員	笠原 恵利子	社会福祉法人堅田保育園 (堅田保育園)
委員	榎本 雅代	白浜町母子保健推進員協議会
委員	小森 弘子	白浜町母子寡婦福祉連合会
委員	冷水 喜久夫	白浜町社会福祉協議会
委員	船渡 圭子	白浜町学童保育指導員
会長	尾崎 敏久	学識経験者
委員	榊 しのぶ	学識経験者

(令和7年2月現在)

第3期白浜町子ども・子育て支援事業計画

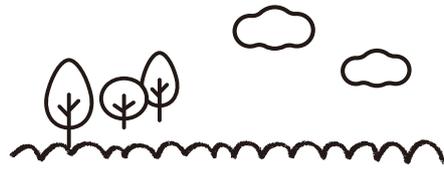
発 行 令和7年3月

編 集 白浜町 民生課 幼児対策室

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地

TEL : 0739-43-6594 FAX : 0739-43-5225



白浜町

